

第3次香川県配偶者暴力防止及び被害者支援計画

平成28年1月

香 川 県

目 次

はじめに

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の性格と位置づけ	2
3	計画の期間	2
4	計画策定の視点	2

第1章 配偶者からの暴力と被害者支援の現状

1	意識調査から見た配偶者暴力の実態	3
	(1) 配偶者からの暴力についての認知状況	3
	(2) 配偶者からの暴力の実態	3
2	配偶者からの暴力に関する相談状況	4
	(1) 子ども女性相談センター(配偶者暴力相談支援センター)での相談状況	4
	(2) 警察での配偶者暴力防止法に基づく相談対応状況	5
	(3) 県内の主な相談窓口での相談状況	6
3	配偶者からの暴力に対する主な取組み	6

第2章 基本目標と基本方針

	基本目標・基本方針	8
--	-----------	---

第3章 計画の内容

	計画の体系	9
基本方針1	配偶者からの暴力を許さない社会づくり	10
	(1) 広報・啓発活動、教育の推進	10
	(2) 被害者の早期発見と通報体制の充実	12
基本方針2	いつでも誰でも安心して相談できる体制づくり	13
	(3) 配偶者暴力相談支援センターの充実	13
	(4) 相談窓口の充実と関係機関の連携強化	14
	(5) 外国人、障害者、高齢者への配慮	16
基本方針3	安心・安全な保護を受けられる体制づくり	18
	(6) 被害者の緊急保護体制の充実と関係機関の連携強化	18
	(7) 一時保護所、婦人保護施設の機能の充実	19
基本方針4	被害者の自立を支える体制づくり	21
	(8) 被害者の自立を支援する環境整備	21
	(9) 同伴児童に対するケアと支援	24
	(10) 民間団体との連携強化	25
基本方針5	被害を繰り返さない仕組みづくり	26
	(11) 被害者の苦情への適切な対応	26
	(12) 加害者への適切な対応	27

資 料

	平成26年度香川県男女共同参画社会に関する意識調査(抜粋)	31
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	43
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針(概要)	57
	香川県男女共同参画推進条例	65

はじめに

1 計画策定の趣旨

配偶者(※)からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、暴力によって相手方に恐怖と不安を与え、自信を失わせ、従属的な関係を強要するものであるため、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっています。

また、配偶者からの暴力は、「配偶者」という親密な関係で起きることや外部からの発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向があります。このため、周囲も気づかないうちに暴力が激化し、被害が深刻化しやすいという特性があります。

この問題の背景には、男女の対等なパートナーとしての意識の欠如や女性の経済的自立の困難さなどがあると言われており、身近に起こりうる構造的問題として社会全体で取り組まなければならない重要な課題です。

平成13年4月、配偶者からの暴力に係る通報や相談、保護、自立支援などの体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「配偶者暴力防止法」という。)」が成立しました。

本県では、平成14年4月に施行した香川県男女共同参画推進条例において、「男女間における暴力的行為」を、男女共同参画を阻害する行為として禁止するとともに、平成14年度から子ども女性相談センターを配偶者暴力相談支援センターとして位置づけ、被害者の相談や一時保護などさまざまな取組みを行ってきました。

また、平成16年12月、配偶者暴力防止法が改正施行され、都道府県は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の適切な保護を図り、自立を支援する責務を有することや、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な計画を策定することが明記され、本県では、平成18年3月「配偶者暴力防止及び被害者支援計画」を策定しました。その後、この計画の計画期間の終了に伴って、平成23年10月に第2次計画を策定しました。

平成20年1月の配偶者暴力防止法の改正施行では、保護命令制度の拡充が図られるとともに市町村による基本計画の策定と支援センターの設置が努力義務化され、また、平成26年1月の改正施行では、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても同法の規定が準用されました。

これを受け、香川県男女共同参画推進条例においても所要の改正を行い、県が必要な支援を行う男女間における暴力的行為の被害者に、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力的行為を受けた者を加えました。

また、第2次計画においても、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者について、第2章「基本目標と基本方針」及び第3章「計画の内容」に掲げる今後の施策の対象に加え、配偶者からの暴力の防止、被害者の保護と自立支援に取り組んできたところです。

この度、「第2次香川県配偶者暴力防止及び被害者支援計画」の計画期間が終了したので、これまでの取組みを検証し、新しい計画を策定します。この計画に基づく諸施策を推進することを通じて、配偶者等からの暴力は身近にある重大な人権侵害であることを理解し、配偶者等からの暴力のない

社会の実現に向けて、配偶者等からの暴力の防止、被害者の保護と自立支援により一層積極的に取り組んでいきます。

- ※ 「配偶者」：配偶者暴力防止法第1条第3項に定める「配偶者」をいう。なお、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。
- ※ 配偶者暴力防止法第28条の2において、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について、同法第2条及び第1章の2から第5章までの規定を準用することとされている。このため、本計画の内容についても、配偶者暴力防止法と同様、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び当該暴力を受けた者について準用することとする。

2 計画の性格と位置づけ

- 配偶者暴力防止法第2条の3に基づく基本計画として、本計画を策定します。
- 「第3次かがわ男女共同参画プラン」の基本目標Ⅲ「女性の安全・安心対策の推進」の重点目標11「女性へのあらゆる暴力の根絶」の達成をめざすための計画としても位置づけます。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

なお、新たに計画に盛り込むべき事項が生じた場合は、必要に応じて見直しを行うこととします。

4 計画策定の視点

- 配偶者からの暴力の防止、被害者支援に当たっては、厳正かつ適切な対処とともに、被害者の立場に立った切れ目のない支援が必要であること。
- 施策を総合的に推進するために、関係機関、関係団体、県民の連携・協力が不可欠であること。

第1章 配偶者からの暴力と被害者支援の現状

1 意識調査から見た配偶者暴力の実態

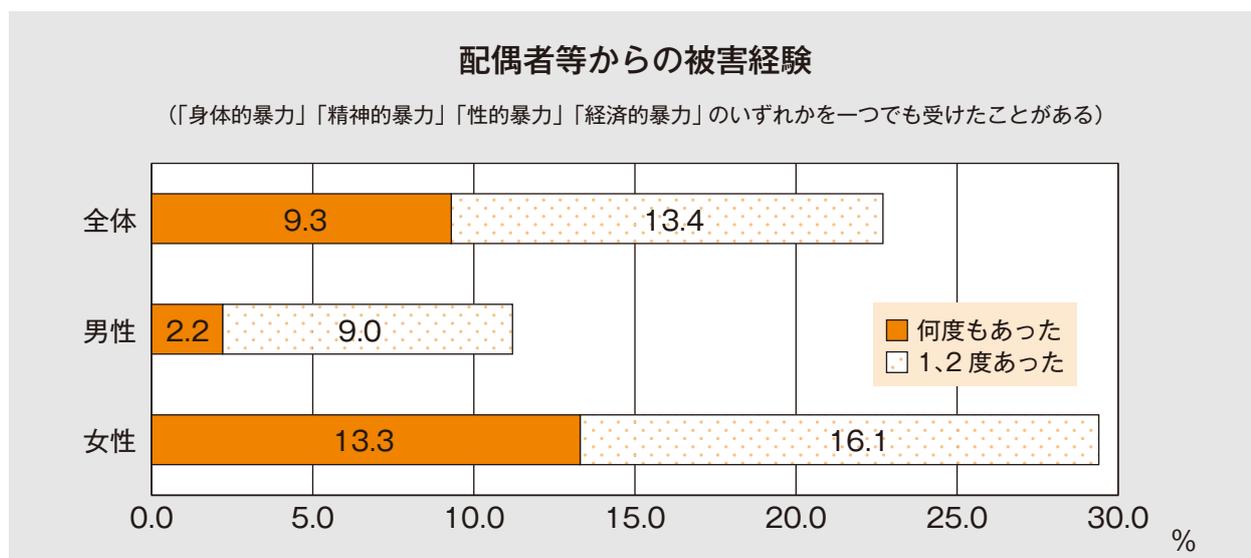
(1) 配偶者からの暴力についての認知状況

本県が平成26年に実施した「香川県男女共同参画社会に関する意識調査」では、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関して、「配偶者等の暴力から被害者を守るために、法律（「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」）があること」について68.8%が、「配偶者等からの暴力には、なぐる、けるなど身体に対する暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力も含まれること」について74.4%が知っていると答えています。このことから、配偶者からの暴力についての認識は、ある程度は浸透していると考えられるものの、前回の平成21年度に実施した同調査と比べるとそれぞれ7.3ポイント、1.3ポイント低くなっており、より一層の普及啓発が必要だと考えられます。

(2) 配偶者からの暴力の実態

同調査では、女性の13.3%、男性の2.2%が、これまでに配偶者等から「身体的暴力の被害」、「精神的暴力の被害」、「性的暴力の被害」、「経済的暴力の被害」のいずれかを受けたことが「何度もあった」と答えており、女性が男性より11ポイントほど上回っています。

配偶者等からの暴力の相談先については、39.2%の人が「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答しており、その理由については、「相談するほどのことではないと思ったから」48.3%に次いで、「自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっているとと思ったから」34.5%、「恥ずかしくてだれにも言えなかったから」31.0%「相談してもむだだと思ったから」31.0%となっています。このことから、被害がまだまだ潜在化していることがうかがえます。



内閣府が平成26年度に行った「男女間における暴力に関する調査」でも、配偶者から「身体的暴行」、「心理的攻撃」、「経済的圧迫」、「性的強要」のいずれかを受けたことが「何どもあった」

という人は、女性 9.7%、男性 3.5%で、女性が男性より 6 ポイントほど上回っています。

配偶者からの暴力の相談先についても、どこ（だれ）にも相談しなかった人は、56.7%となっています。

2 配偶者からの暴力に関する相談状況

(1) 子ども女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター）での相談状況

配偶者暴力防止法では、県が設置する婦人相談所など適切な施設が、配偶者暴力相談支援センターとして被害者の相談に応じ、一時保護を行うこととされており、本県では香川県子ども女性相談センターが配偶者暴力相談支援センターとなっています。全国で配偶者暴力相談支援センターの機能を果たす施設は、平成 27 年 7 月 1 日現在 257 か所となっており、平成 26 年度には全国で 102,963 件（内閣府資料）の相談が寄せられました。

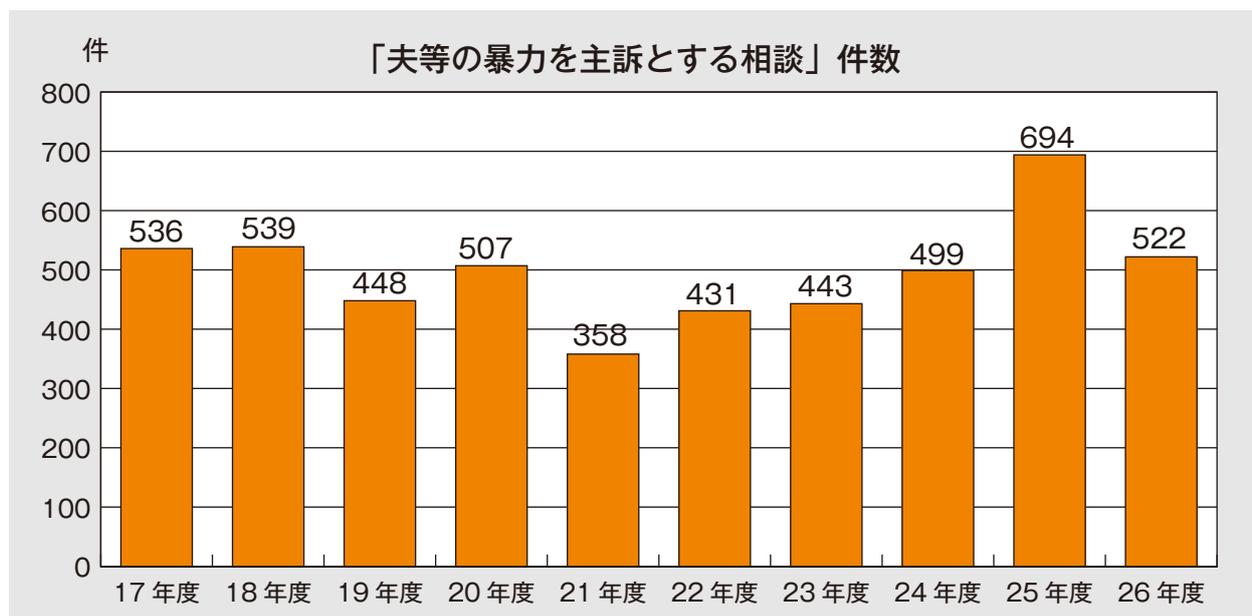
本県の子ども女性相談センターが受け付けた「夫等の暴力を主訴とする相談」件数は、21 年度に 400 件を下回ったもののその後増加し、平成 25 年度は 694 件とこれまでで最も多くなりました。

直近の平成 26 年度は 522 件となっており、相談者の内訳を見ると 99.0%が女性で、20 歳代から 40 歳代が全体の約 6 割を占めています。また、本人から直接相談があったのは 60.5%ですが、知人・縁故者からの相談も 5.0%ありました。

また、相談の結果、一時保護等が必要になった人の状況を見ると、半数程度が子どもを同伴しており、子どもへの支援も必要になっています。

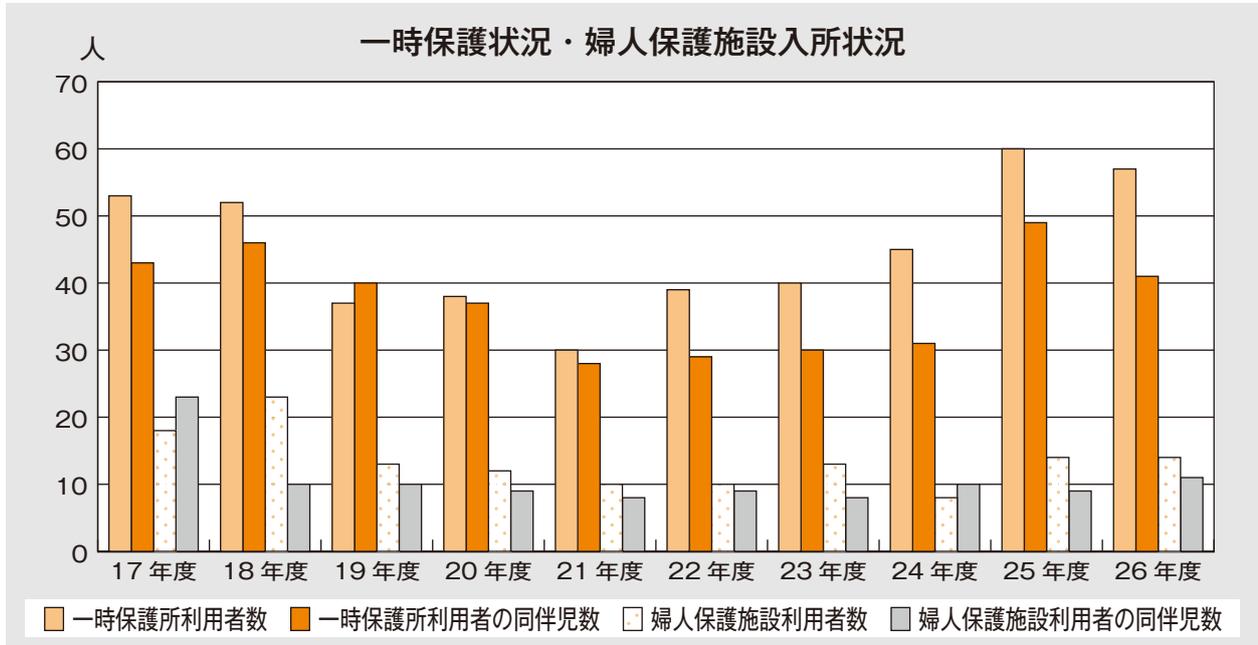
「夫等の暴力を主訴とする相談」件数

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
相談件数	536	539	448	507	358	431	443	499	694	522
妻からの暴力	2	4	2	3	5	5	5	3	1	5
対17年度比	1.0	1.1	0.84	0.95	0.67	0.8	0.83	0.93	1.29	0.97



「夫等の暴力を理由とする」一時保護等の状況

		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
一時保護所	利用者数	53	52	37	38	30	39	40	45	60	57
	利用者の同伴児数	43	46	40	37	28	29	30	31	49	41
婦人保護施設	利用者数	18	23	13	12	10	10	13	8	14	14
	利用者の同伴児数	23	10	10	9	8	9	8	10	9	11



(2) 警察での配偶者暴力防止法に基づく相談対応状況

県警察に寄せられた相談で、配偶者暴力防止法に基づく対応をした件数は、平成18年までは年間100件程度でしたが、平成19年以降は年間平均200件程度に急増しています。

また、県警察本部が受理した保護命令の通知件数は、平成20年1月に配偶者暴力防止法が改正施行され、被害者に対する電話等の行為も禁止できるようになってから、年間平均30件程度でしたが、平成26年では42件となり増加しています。

県警察での相談対応件数と受理した保護命令通知件数

年	件数	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
相談対応件数		101	103	214	215	191	156	168	246	177	221
保護命令通知受理件数	退去・接近禁止・電話等禁止命令	—	—	—	5	12	13	2	10	5	9
	退去・接近禁止命令	8	6	13	4	2	1	2	0	3	5
	接近禁止・電話等禁止命令	—	—	—	12	17	21	20	17	21	24
	接近禁止命令のみ	16	24	19	11	7	2	3	4	2	4
	退去命令	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
合計件数		24	30	32	32	39	37	27	31	31	42
(参考) 全国保護命令件数 「最高裁判所事務総局資料」		2,141	2,208	2,186	2,524	2,411	2,434	2,137	2,482	2,312	2,528

※ 保護命令：接近禁止命令、電話等禁止命令は期間6ヶ月、退去命令は期間2ヶ月（20年1月改正法施行後）

※ 相談対応件数とは、配偶者からの暴力等の相談・援助要求・保護要求等を受け、又は被害告訴状を受理し「配偶者からの暴力相談対応票」を作成した件数をいう。

※ 保護命令通知受理件数とは、裁判所により保護命令が発令された際に、香川県警察本部が裁判所から受け取った「保護命令があった旨の通知文書」の件数をいう。

(3) 県内の主な相談窓口での相談状況

配偶者からの暴力の相談は、子ども女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター）、警察以外にも福祉事務所や高松法務局、男女共同参画相談プラザなど、さまざまな相談機関で受け付けています。

なかでも、男女共同参画相談プラザは、男性からの相談が2～3割と、他の相談機関に比べて多くなっており、男性からの相談機関としての役割を担っていることがうかがえます。

3 配偶者からの暴力に対する主な取組み

年 度	国の動き	香川県の動き
		○婦人相談所（平成8年8月女性相談センターに名称変更）において、「売春防止法」（昭和31年法律第118号）に基づく婦人保護事業を実施し、夫等からの暴力や生活上に関する女性の心配ごとと相談を行う
平成11年度	○「男女共同参画社会基本法」公布、施行（6月）	
平成12年度		○女性相談センターを児童相談所と統合し、子ども女性相談センター女性・保護課とする（4月）
平成13年度	○「配偶者暴力防止法」公布（4月）、施行（10月） ○『女性に対する暴力をなくす運動』について」を男女共同参画推進本部決定（6月）	○民間宿泊施設を活用した一時保護体制を整備 ○警察において「配偶者暴力防止法」に基づく援助を開始 ○男女共同参画社会に関する県民意識調査を実施 ○相談業務支援ネットワークを構築 ○子ども女性相談センターにEメール相談の開設
平成14年度	○「配偶者暴力防止法」配偶者暴力相談支援センター等に係る規定について施行	○子ども女性相談センターの女性相談部門を“配偶者暴力相談支援センター”と位置付け（4月） ○「香川県男女共同参画推進条例」施行（4月） ○子ども女性相談センターに休日夜間電話相談員、心理担当職員を配置 ○県保健福祉事務所（小豆総合事務所を含む）へ女性相談員を配置 ○各警察署に警察安全相談係を配置 ○一時保護施設等の夜間警備を強化 ○男女共同参画相談室を県庁内に設置（5月） ○DV被害者保護支援ネットワーク会議を設置（1月）
平成16年度	○「配偶者暴力防止法」改正法公布（6月）、施行（12月） ○基本方針策定（12月）	○「香川県男女共同参画推進条例」改正（12月） ○子ども女性相談センター女性・保護課を女性課に改名
平成17年度		○県警本部に警察総合相談センターを設置（4月） ○一時保護所、婦人保護施設を増改築（～18年度） ○「香川県配偶者暴力防止及び被害者支援計画」策定（3月）
平成18年度		○子ども女性相談センターにおいて女性弁護士による法律相談を開始 ○一時保護所・婦人保護施設の定員変更（一時保護所5→6名、婦人保護施設6→7名） ○男女共同参画相談室において男性臨床心理士による心の相談を開始（8月） ○男女共同参画相談室を社会福祉総合センター内に移転し、男女共同参画相談プラザとする（11月） ○「支援者のための対応マニュアル」作成（3月）

年 度	国の動き	香川県の動き
平成19年度	○「配偶者暴力防止法」改正法公布 (7月)、施行(1月) ○基本方針策定(1月)	○DV被害者サポーターを養成
平成21年度		○県警本部に子ども・女性安全対策室を設置(4月) ○大学における若年層向け啓発を開始 ○社会福祉施設を活用した一時保護体制を整備 ○男女共同参画社会に関する意識調査を実施
平成22年度		○DV予防啓発講師等派遣事業を開始
平成23年度		○「第2次香川県配偶者暴力防止及び被害者支援計画」策定(10月)
平成24年度		○外国人向けのパンフレット作成 ○DV防止啓発グッズ作成(トイレのステッカー、ジャンパー)
平成25年度	○「配偶者暴力防止法」改正法公布 (7月)、施行(1月) ○基本方針策定(12月)	○「香川県男女共同参画推進条例」改正(12月) ○「DV被害者の子どもを学校(園)で受け入れた場合の対応マニュアル」を作成、配布
平成26年度		○男女共同参画社会に関する意識調査を実施 ○高校におけるデートDV出前講座を開始 ○DV防止街頭キャンペーンを開始 ○警察本部の警察総合相談センターと子ども・女性安全対策室を改組し、ストーカー・DV対策室を設置(4月) ○「医療関係者のためのDVシート」及び「医療関係者のための対応マニュアル」を作成、配布
平成27年度		○子ども女性相談センターに嘱託弁護士を配置(4月) ○警察本部のストーカー・DV対策室を改組し、人身安全対策課を設置(4月) ○DV防止パネル展(公開講座、ワークショップ)を開始(10~11月、1月) ○「第3次香川県配偶者暴力防止及び被害者支援計画」策定(1月) ○「支援者のための対応マニュアル」改訂版を作成、配布(3月)

第2章 基本目標と基本方針

配偶者からの暴力の防止、被害者の適切な保護と自立支援を図るための施策を実施するに当たり、次のとおり基本目標と基本方針を定めます。

基本目標

配偶者からの暴力のない社会の実現

基本方針

- 1 配偶者からの暴力を許さない社会づくり
- 2 いつでも誰でも安心して相談できる体制づくり
- 3 安心・安全な保護を受けられる体制づくり
- 4 被害者の自立を支える体制づくり
- 5 被害を繰り返さない仕組みづくり

第3章 計画の内容

計画の体系

基本方針	重点目標	今後の方策
1 配偶者からの暴力を許さない社会づくり	(1) 広報・啓発活動、教育の推進	①県民への広報、啓発活動の充実 ②学校等での教育啓発 ③市町による広報、啓発活動の推進
	(2) 被害者の早期発見と通報体制の充実	①医療関係者等の理解の促進 ②民生委員・児童委員等への働きかけ ③児童及び高齢者虐待相談窓口との連携強化
2 いつでも誰でも安心して相談できる体制づくり	(3) 配偶者暴力相談支援センターの充実	①相談体制の強化 ②相談員等の資質向上と精神的ケアの充実 ③市町等相談窓口への支援体制の強化
	(4) 相談窓口の充実と関係機関の連携強化	①相談体制の充実 ②相談員等の資質向上 ③関係機関の連携強化
	(5) 外国人、障害者、高齢者への配慮	①多言語や点字等による情報提供 ②外国人が相談しやすい体制づくり ③障害者が相談しやすい体制づくり ④高齢者が相談しやすい体制づくり
3 安心・安全な保護を受けられる体制づくり	(6) 被害者の緊急保護体制の充実と関係機関の連携強化	①安全な避難のための関係機関の連携強化 ②医療機関への対応 ③広域連携による保護の実施
	(7) 一時保護所、婦人保護施設の機能の充実	①きめ細かな配慮の徹底 ②職員の資質向上と精神的ケアの充実 ③関係機関との連携強化 ④一時保護委託施設等の確保
4 被害者の自立を支える体制づくり	(8) 被害者の自立を支援する環境整備	①適切な情報提供と支援 ②自立のための心理的ケアの充実 ③住宅の確保に向けた支援 ④就業への支援 ⑤生活への支援 ⑥保護命令制度に関する情報提供 ⑦保護命令の通知を受けた場合の対応
	(9) 同伴児童に対するケアと支援	①子どもに対する心理的ケアの充実 ②子どもの保育、就学の保障
	(10) 民間団体との連携強化	①民間団体との連携強化 ②自助グループの育成
5 被害を繰り返さない仕組みづくり	(11) 被害者の苦情への適切な対応	①各窓口における苦情処理体制の整備 ②同様の苦情を繰り返さないための取組み
	(12) 加害者への適切な対応	①加害者相談の体制整備 ②加害者の更生への取組み ③加害者への厳正な対処

基本方針 1 配偶者からの暴力を許さない社会づくり

重点目標 (1) 広報・啓発活動、教育の推進

【現状と課題】

平成 13 年 4 月の配偶者暴力防止法の制定後、本県では、広報誌や新聞広告、リーフレット・相談カードの配布などさまざまな広報活動により「配偶者からの暴力は許さない」という意識啓発を図ってきました。県意識調査によると、配偶者からの暴力についての認識はある程度浸透しているものの、その一方で、配偶者からの暴力の実態を見ると、被害はまだまだ潜在化していると考えられます。

このため、配偶者からの暴力は、身体に対する暴力のみならず精神的暴力、性的暴力、経済的暴力も含まれること、暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるということを引き続き啓発するとともに、暴力による被害を受けた場合には、被害者の立場に立った相談や保護などのさまざまな支援が受けられることや、身体的な暴力を受けた被害者を発見した場合には、子ども女性相談センター・警察に通報するよう努めるべきことなどについて、一層広報する必要があります。

また、同調査において、10～20 歳代の頃に交際相手から暴力等を受けた経験がある人の割合が前回の同調査より増加しており、若年層の交際相手からの暴力（デートDV）も問題となっています。

学校においては、児童生徒の発達段階に応じて、各教科や道徳、特別活動、総合的な学習の時間など、教育活動全体を通して、人権尊重の意識を高める教育を行い、また、教員に対して、初任者研修や 10 年経験者研修などにおいて、人権に関する研修を実施しているところです。配偶者からの暴力を防止するためには、10～20 歳代の若年層に対し、学校・家庭・地域において人権尊重の意識を高める教育啓発や男女共同参画の理念に基づく教育などを推進するとともに、関係機関と連携して出前講座等の啓発活動を実施することで、早期から配偶者や交際相手からの暴力について考え、正しい認識を持てるような機会を提供する必要があります。

特に、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力については、平成 25 年の配偶者暴力防止法改正により、配偶者からの暴力に準じて法の適用対象とされたため、このような暴力を受けた被害者も含めて、相談窓口や支援制度などについて周知を行う必要があります。

さらに、地域に根ざしたきめ細かな支援のためには、住民の最も身近な行政主体である市町の役割が大変重要です。平成 19 年の配偶者暴力防止法改正により、市町村における取組みを一層促進するため、市町村は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならないこととされました。

このため、県では、市町に対し、必要な支援を行いながら、市町村基本計画の早期策定を働きかけていく必要があります。

【今後の方策】

① 県民への広報、啓発活動の充実

- 広報誌やラジオを活用した広報を行うほか、講演会の開催、リーフレットや相談カードの配布などにより、広報・啓発活動を行い、意識の啓発や相談窓口の周知を行います。特に、男女共同参画週間、女性に対する暴力をなくす運動期間、人権週間の機会を捉え、パネル展や街頭キャンペーンの実施、じんけんフェスタの開催など、積極的な啓発活動に努めます。
- 地域で開催される研修会や学習会に対し、講師の派遣、リーフレットや相談カードの提供などを行い、自主的な取組みを支援します。
- 民間店舗などに、リーフレットや相談カードの設置を働きかけ、理解と協力を求めます。

②学校等での教育啓発

- 学校教育においては、一人ひとりが豊かな人権感覚を持ち、人権についての的確な思考力や判断力を身に付けることができるよう、人権についての正しい理解と認識を深めるとともに、課題解決のために積極的に行動しようとする意欲や態度を育成します。
- すべての教職員が、人権問題についての深い認識と人権教育に関する高い指導力のもと、人権尊重の精神に根ざした学校教育を展開できるよう、教職員研修の充実に努めます。
- 配偶者からの暴力の防止に資するよう、大学などと連携して学生を対象とした講演会を開催するほか、高等学校、短期大学、大学へ講師を派遣するなど、若年層を対象とした教育啓発に取り組みます。

③市町による広報、啓発活動の推進

- 市町に対し、市町村基本計画が早期に策定されるよう、助言や情報提供による支援を積極的に行います。
- 市町に対し、男女共同参画週間、女性に対する暴力をなくす運動期間、人権週間などの機会を捉えて、広報誌などを活用した積極的な広報や啓発を行うよう働きかけるほか、市町保健センター等と連携し、乳児健診などの機会に、相談窓口を紹介するなど適切な情報提供に努めます。

県民に期待すること	配偶者からの暴力は、人権侵害であり決して許されるものでないことを認識し、身近に暴力の被害者がいれば相談窓口や支援制度があることなどを助言する。
事業者に期待すること	被害者に対して必要な情報を提供する。
市町に期待すること	地域の実情を踏まえた市町村基本計画を策定するとともに、地域に密着した広報、啓発活動を推進する。

重点目標(2) 被害者の早期発見と通報体制の充実

【現状と課題】

配偶者暴力防止法では、被害者を発見した場合、配偶者暴力相談支援センター（以下「支援センター」という。）、警察に対して通報するよう努めなければならないと定められています。

特に、医師その他の医療関係者や民生委員・児童委員などの福祉関係者は、被害者を発見しやすい立場にあることから、発見と通報に関し積極的な役割が期待されています。また、学校、保育所などの職員は、不登校や子どもの不自然な様子から配偶者に対する暴力に気づく場合もあります。

そこで、本県では、配偶者からの暴力の防止に関するリーフレットや相談カードを、医療機関や保育・教育機関、民生委員・児童委員、人権擁護委員などに配布して、被害者の早期発見や、相談窓口の情報提供などの被害者支援について協力を求めてきました。

今後も引き続き、被害者の早期発見と、被害者の意思を尊重しつつ状況に応じて支援センターや警察への通報が迅速に行われるよう、医療機関や教育機関、民生委員・児童委員など福祉関係者に対し、積極的に理解と協力を求めていく必要があります。

【今後の方策】

①医療関係者等の理解の促進

- 「支援者のための対応マニュアル」を改訂し、関係団体と連携して、配偶者からの暴力についての正しい理解、通報や情報提供に関する法の規定とその趣旨、支援センター、女性相談員、相談機関の機能などについて広報や研修を行い、日常業務の中で被害者が早期発見されやすい環境づくりに努めます。
- 医療関係者向けに作成した「医療関係者のためのDVシート」及び「医療関係者のための対応マニュアル」を活用して、早期発見されやすい環境づくりに努めます。
- 保育・教育関係者に対して作成した「DV被害者の子どもを学校（園）で受け入れた場合の対応マニュアル」を活用し、日常業務の中で被害者が早期に発見されやすい環境づくりに努めます。

②民生委員・児童委員等への働きかけ

- 民生委員・児童委員や人権擁護委員に対し、今後も、地域の中で被害者の早期発見や相談窓口の情報提供が行えるよう、リーフレットや相談カードなどの提供を行うほか、講演会や研修会などへの参加を勧め、理解と協力を求めます。

③児童及び高齢者虐待相談窓口との連携強化

- 市町、地域包括支援センター、児童相談所など関係機関と連携を図り、相互に情報交換できるよう努めるとともに、高齢者においては、関係者による高齢者虐待防止ネットワークの活動を促進します。

県民に期待すること	被害者を発見した場合には、支援センターや警察への通報に努める。
関係者に期待すること	被害者に対して必要な情報を提供する。また、被害者の意思を尊重しつつ状況に応じて支援センターや警察へ通報する。
市町に期待すること	関係者への研修や住民への意識啓発を図る。

基本方針2 いつでも誰でも安心して相談できる体制づくり

■重点目標(3) 配偶者暴力相談支援センターの充実

【現状と課題】

本県では、配偶者暴力防止法の制定以前から、子ども女性相談センター（婦人相談所）で、夫等からの暴力も含めた、女性に関するあらゆる相談や保護を行ってきました。

配偶者暴力防止法の制定により、平成14年度からは、子ども女性相談センターを「支援センター」として位置づけ、来所相談、電話相談、Eメール相談、女性弁護士による法律相談、24時間対応での被害者の緊急保護、心理担当職員によるカウンセリング、自立に向けての情報提供、保護命令の申立ての支援などを行ってきました。また、対応困難な事案への対応のため、警察官OB(嘱託)や弁護士(嘱託)を職員として配置するなど、相談、保護、自立支援体制を充実させてきました。

さらに、平成19年の配偶者暴力防止法改正で、被害者にとって最も身近な市町村において被害者の支援を一層進める観点から、市町村の適切な施設が支援センターとしての機能を果たすよう努めることとされました。

このため、子ども女性相談センターでは、本県における対策の中核として、援助の難しい事案や専門的・広域的な対応が求められる業務に対応するため、相談体制の強化を図るとともに、市町の取組みを促進するため、きめ細かな助言や情報提供、市町間の調整、実務的な研修などを行う必要があります。

【今後の方策】

①相談体制の強化

- 相談から保護・自立支援に向け中心的な役割を果たすために、面接による相談に加え、電話相談やEメール相談、弁護士による法律相談を行うとともに、市町や警察など関係機関との総合調整を図るなど、引き続き支援センターの相談体制の強化を図ります。

②相談員等の資質向上と精神的ケアの充実

- 各種研修会への参加や、各分野の専門家を招いた事例検討などにより、相談員等の資質向上を図るとともに、専門家による精神的ケアやスーパーバイズ(※)を受ける機会の確保に努めます。

※スーパーバイズ
より経験のある者がケース(事例)を評価・検討し、教育・訓練・指導を行うこと

③市町等相談窓口への支援体制の強化

- 子ども女性相談センター職員が、スーパーバイズなど、相談窓口等への実務的支援を行うとともに、退所者のアフターケアなど被害者支援を行います。
- 市町が実施する関係職員向け研修に対し、情報提供や支援センター職員による講師派遣を行います。

県民に期待すること	身近に被害者がいれば、支援センターや市町相談窓口等に関する情報を提供する。
市町に期待すること	支援センターを設置する。相談を受けたときは、子ども女性相談センターや警察などと連携し、積極的に被害者支援に努める。また、相談員等を支援センターなどが実施する研修会に積極的に参加させる。

■重点目標(4) 相談窓口の充実と関係機関の連携強化

【現状と課題】

配偶者からの暴力の相談は、支援センターや警察、県保健福祉事務所、市福祉事務所のほか、さまざまな機関で受け付け、被害者等が気軽に安心して相談できる相談体制の充実に取り組んできました。

警察においては、加害者に対する取締りを強化するとともに被害者の安全の確保に努め、特に、女性の被害者が相談しやすい環境づくりとして、各署に女性警察官を配置するなど相談体制も充実させてきました。

このような中、平成19年の配偶者暴力防止法改正により、市町村の適切な施設が支援センターとしての機能を果たすよう努めることとされました。しかし、市町には、平成26年度末現在、支援センターが設置されておらず、また、相談員の配置などの取組みにおいても、温度差がみられます。

このため、市町に対し、支援センターの設置を促すとともに、市町において支援センターの速やかな設置が困難な場合には、それまでの間、相談窓口を明確化し、住民に積極的に周知を行うよう働きかける必要があります。

また、被害者の多くは、暴力のみでなく、育児、経済、情報、世間体、恐怖など生活や心理面で多くの不安を感じながら相談しているので、どの相談窓口においても、被害者の置かれている環境や心身の状況を理解し、被害者の人権を尊重した総合的な支援を行う必要があります。

このため、相談員等に対し、不適切な対応によって被害者により一層の被害（以下「二次的被害」という。）が生じないように専門的な研修を行って、人権感覚を身につけた人間性豊かな人材を育成することが必要です。

さらに、配偶者からの暴力は複雑な問題であり、一つの機関だけで対応することは困難なことから、幅広い分野にわたる関係機関が認識の共有や情報の交換など適切な連携の下で、被害者の立場に立った切れ目のない支援を提供する必要もあります。

【今後の方策】

①相談体制の充実

- 市町における支援センターの設置を、助言や情報提供などにより支援します。また、市町における支援センターの速やかな設置が困難な場合には、それまでの間、相談窓口を明確化し、住民に積極的に周知を行うよう働きかけます。
- 市町に、行政手続きの一元化や同行支援、相談室の確保など被害者の立場に立った配慮を行うとともに、二次的被害の防止、情報の徹底管理などを目的とした研修を実施するよう働きかけます。
- 警察は、被害者からの相談において、意思決定を支援するなど、被害者の立場に立った対応を行うとともに、被害者の負担を軽減し、二次的被害を与えないよう女性警察官等による相談対応や相談室の整備など被害者が相談しやすい環境の整備に努めます。
- 男女共同参画相談プラザ、県迷惑行為追放センターの弁護士による法律相談や男女共同参画相談プラザ、精神保健福祉センター、県保健福祉事務所での精神科医等による心の相談などを活用し、引き続き、被害者相談の充実を図ります。

②相談員等の資質向上

- 相談員等に対し、外部講師を招いての専門研修等を行うとともに、相談員同士の相談（ピアカウンセリング（※））の機会の確保を図ります。

※ピアカウンセリング

カウンセリング技術を身につけた人が、自らの体験に基づき、同じような立場のほかの仲間たちの相談支援に当たり、問題を解決すること

- 支援センター職員が、関係機関に対して助言などを行い、相談員の資質の向上を図ります。

③関係機関の連携強化

- DV被害者支援ネットワーク会議などの開催により、関係機関との緊密な連携を図ります。また、市町実務者連絡会を通じ、要保護児童対策地域協議会や高齢者虐待防止ネットワークなど既存の協議会と連携して施策を総合的に推進するとともに、地域における機動力のあるネットワークを構築するよう働きかけます。

- 警察を中心とした、人権、消費生活、女性、子ども、教育、司法（裁判所）などの相談関係者による「香川県相談業務支援ネットワーク会議」の活動を活性化するとともに、香川県被害者支援連絡協議会と連携を図ります。

県民に期待すること	身近に被害者がいれば、支援センターや市町相談窓口等に関する情報を提供する。
市町に期待すること	支援センターを設置する。その速やかな設置が困難な場合には、それまでの間、相談窓口を明確化し、積極的に周知を行う。また、行政手続きの一元化や同行支援、相談室の確保など被害者の立場に立った配慮を行うとともに、二次的被害の防止、情報の徹底管理などを目的とした研修の実施や、関係機関との連携強化を図る。

■重点目標(5) 外国人、障害者、高齢者への配慮

【現状と課題】

配偶者からの暴力の被害者に対する支援を行うに当たっては、被害者の国籍、在留資格の有無、障害の有無などを問わず、人権に配慮した対応を行わなければなりません。

しかし、外国人や障害者、高齢者であることによって、法律や相談機関の存在が十分に伝わらなかったり、うまく意思疎通が図れなかったりというおそれや、職務関係者の価値観や文化、宗教的背景の違いなどに対する偏見や誤解のために、二次的被害が生じるおそれもあります。

このため、多言語リーフレットや点字カード、ホームページなどさまざまな手段により、配偶者からの暴力や相談窓口についての情報を提供するとともに、多言語に対応した通訳者や手話通訳者の確保、電子メールによる相談、地域包括支援センターとの連携など、外国人や障害者、高齢者が相談しやすい体制を整備する必要があります。

また、二次的被害を防止するため、職務関係者への研修を実施するほか、被害を受けている本人から訴えることが困難な場合には、民生委員・児童委員等の福祉関係者による発見も重要となることから、福祉関係者への広報啓発も必要です。

【今後の方策】

①多言語や点字等による情報提供

- 外国人や障害者に対し、関係機関と連携して、多言語リーフレットや障害の特性に配慮したわかりやすいリーフレットなどを配布するほか、被害者に接する可能性の高い民生委員・児童委員等の福祉関係者に対し、相談窓口等の適切な情報提供に努めます。

②外国人が相談しやすい体制づくり

- 日本語による意思疎通が不十分な外国人被害者の相談に対し、相談窓口で円滑な対応が図られるよう、通訳ボランティア派遣制度の充実を図ります。
- (公財)香川県国際交流協会において随時実施している多言語による生活相談や定期的開催される弁護士による「外国人のための人権・法律相談」を活用し、外国人被害者の法的相談に当たります。
- 外国人の相談支援に携わる者を対象に、文化や価値観の違いなどを理解し、外国人が安心して相談できる体制整備に努めます。

③障害者が相談しやすい体制づくり

- 聴覚障害者の相談に対し、手話通訳者・要約筆記者の派遣制度や手話通訳ボランティア、電子メールを活用します。
- 障害者の相談支援に携わる者(相談支援専門員等)や障害福祉サービス事業に携わる者を対象に、障害者虐待防止に関する研修を実施することにより、人権意識の向上を図り、障害者が安心して相談できる体制の整備を図ります。

④高齢者が相談しやすい体制づくり

- 市町や地域包括支援センターの相談支援機関としての役割の周知啓発に努めるとともに、高齢者と接する機会の多い介護支援専門員やホームヘルパーなどから相談機関につなぐ体制の整備を図ります。

- 緊急性に応じて相談者宅を訪問できる体制の整備を図ります。
- 高齢者の相談支援に携わる者を対象とした研修会において、情報提供などを行います。

県民に期待すること	外国語通訳ボランティア、手話通訳ボランティアとして、支援に参加する。
関係者に期待すること	被害者に対して、必要な情報を提供する。研修会に積極的に参加するよう努める。
市町に期待すること	二次的被害を防止するため人権に配慮した対応を行うとともに、情報伝達手段などに配慮した情報提供を図る。通訳ボランティア制度の周知と登録推進に協力する。

基本方針3 安心・安全な保護を受けられる体制づくり

重点目標(6) 被害者の緊急保護体制の充実と関係機関の連携強化

【現状と課題】

配偶者からの暴力を受けた被害者に対しては、被害者の安全を確保することが最優先課題であり、配偶者から逃げたいと思うとき、いつでも受け入れてくれるところが必要です。また、暴力により被害者の身体に危険が迫っている、現に行われているといった状況では、被害者の意思を踏まえ、緊急保護につなぐことも重要です。

本県では、配偶者からの暴力を受けた場合やその危険が予測される場合、本人の意思を踏まえ、休日・夜間を問わず被害者の一時保護を行っており、また、医療機関からの通報や危害が急迫している場合の警察からの通報などにより、被害者の緊急保護を行っています。

緊急時における安全の確保は、被害者の身体生命の安全に直結する問題であるため、身近な行政主体である市町においても、地域における社会資源を活用して積極的に実施されることが望まれます。

このため、引き続き、関係機関が連携を図るとともに、市町実務者連絡会などにおいて、支援センター、警察、市町間で、被害者の立場に立った協力体制の構築に努めるなど、緊急保護体制の充実を図る必要があります。

また、被害者が一時保護された後も、加害者からの追跡や問い合わせが激しい場合は、必要に応じて、警察による一時保護所周辺のパトロールや加害者への指導警告により、被害者やその家族、支援者の安全確保を図るほか、県の区域を越えて被害者の保護を要する場合には、引き続き都道府県間で広域的な連携を図っていく必要があります。

【今後の方策】

①安全な避難のための関係機関の連携強化

- 被害者等から通報があった場合、支援センター、警察、市町、その他関係機関は連携して対応し、被害者が安全に避難できるよう支援する体制づくりに努めます。
- 市町に対し、緊急に保護を求めてきた被害者を、一時保護が行われるまでの間、警察と連携を図りながら、一時的に避難できる場所を確保するなど、引き続き被害者の立場に立った緊急保護体制の構築を働きかけます。

②医療機関への対応

- 医療関係者向けに作成した「医療関係者のためのDVシート」及び「医療関係者のための対応マニュアル」を活用して、早期発見されやすい環境づくりに努めます。
- 医療機関を受診した被害者に支援センター等の情報提供を行うよう、また、被害者が緊急に保護を求めた場合、支援センター、警察等と連携し、安全に保護できるよう医師会を通じて医療機関へ働きかけます。

③広域連携による保護の実施

- 県域を越えた一時保護や施設入所の手続きが円滑に行えるよう、引き続き都道府県間で広域的な連携を図ります。

県民に期待すること	身近に被害者がいれば、支援センターや警察への通報に努める。
市町に期待すること	支援センターや警察と連携し、被害者が安全に保護されるよう支援するとともに、加害者の追及から、被害者等の個人情報を守る。また、緊急時の一時的な避難場所を確保するとともに、緊急避難の手段を検討する。

■重点目標(7) 一時保護所、婦人保護施設の機能の充実

【現状と課題】

婦人相談所一時保護所は、被害者にとって、心身の安全が図られる緊急避難の場所であり、今後の生活設計を考えるための第一歩を踏み出す重要な施設です。また、婦人保護施設は、一時保護中に解決できなかった問題を解決し、自立に向けた準備の場所でもあります。

平成18年度に、利用定員を増やすとともに、居室の個室化や家族単位で利用できる居室の設置、バリアフリー対応など施設の整備を行いました。

これらの施設では、心身ともに不安定になっている被害者やその同伴家族も多いため、入所者に対するきめ細かな配慮を徹底しています。心理担当職員によるカウンセリングの実施や保健師による健康相談、医療機関への受診の付き添いなど、医療・心理面でのケアを行うほか、被害者が子どもを同伴して避難してきた場合には、心理担当職員が遊戯療法やカウンセリングなどを実施し、心理面でのケアや母子関係の再構築を行っています。さらに、学齢以上の同伴児については、児童相談所一時保護所で保護を行いながら、精神面と学習面をサポートしています。また、心理教育的かかわりなどの短期的なケアも行っており、今後もこれらを継続しながら、自立に向けて中長期的な幅広い支援を行う必要があります。

また、一時保護所の定員超過時などに対応するため、平成21年度からは、一時保護委託施設を確保し、保護体制の充実を図りました。

なお、一時保護委託施設を含め、これらの施設の職員は、不適切な言動により、避難してきた被害者に二次的被害を生じさせることのないよう、配偶者からの暴力について理解を深めておくことが必要です。

【今後の方策】

①きめ細かな配慮の徹底

- 入所者の心身の安定のため、個々の特性に応じた柔軟な対応を行うとともに、配偶者暴力防止法による保護の対象外である被害者等へも同様の配慮を徹底します。
- 入所者の特性に応じた配慮ができるよう、さまざまな分野の専門職員との連携に努めます。
- 外国人被害者を保護した場合は、文化や生活習慣の違いなどの理解に努め、関係機関と連携しながら、人権に配慮して対応します。
- 心理担当職員が行うカウンセリングなどにより、被害者や同伴する家族の心身の安定を図るとともに、配偶者からの暴力被害に関する心理教育などを行い、被害からの回復を促します。
- 保健師が行う健康教育により、被害者や同伴する家族の心身の安定を図るとともに、退所後の健康管理や自立の促進に努めます。
- 乳幼児については、保育の充実に努めるとともに、学齢以上の同伴児については、児童相談所一時保護所で保護を行いながら、精神面と学習面のサポートを行います。児童相談所一時保護所には、平成27年度から教員OBを1名配置しており、児童の学習の支援や学校との連携強化を図ります。また、同伴児童対応職員の活用により、保育などの一層の充実を図ります。
- 具体的な生活スキル（技能）の獲得支援や就業支援など、自立に向けての広範な支援を行います。

②職員の資質向上と精神的ケアの充実

- 一時保護委託施設の職員を含む関係職員に対し、二次的被害を防止するため、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性、安全の確保や秘密の保持などの研修を行うとともに、専門家による精神的ケア、スーパーバイズを受ける機会の確保に努めます。

③関係機関との連携強化

- 被害者の状況を把握し、被害者の立場に立った適切な保護を行うため、警察と情報を共有しながら対応します。
- 障害者や高齢者等の被害者の状況を把握し、被害者の立場に立った適切な保護を行うため、市町等と連携し、必要に応じて、障害者や高齢者の施設に協力を依頼します。
- 同伴する子どもについて、児童相談所と連携して児童虐待に関するアセスメント（※1）の実施など適切な対応を行うとともに、同伴する子どもへの接近禁止命令など保護命令（※2）に速やかに対応できるよう、教職員、保育士等の教育関係者に対し、配偶者からの暴力の特性、子どもや被害者の置かれた立場、配偶者暴力防止法の趣旨や内容について周知徹底するよう努めます。

※1 アセスメント

評価、査定と訳されている。虐待事案の発生（疑いも含む。）を理解するために、その背景となる①対象者の心身の状態、生育歴、既往歴、家族状況、生活状況（経済状況・社会的に孤立しているか否かなど）、養育環境（保護者の養育態度、知識、能力）、保護者の相談内容等の情報を得て、②何が問題・課題なのかを明らかにし、③対象者の意向を踏まえつつ、対象者にとって必要とされる支援を計画、実行、評価していく一連の過程のことをいう。

※2 保護命令

身体的暴力によって被害者の生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいとき、被害者からの申立てにより、裁判所が加害者に対して保護命令を出します。保護命令には1) 被害者への接近禁止命令、2) 被害者と共に住む住居からの退去命令、被害者本人への接近禁止命令の実効性を確保するための3) 被害者の子又は親族等への接近禁止命令、4) 電話等の禁止命令があります。

④一時保護委託施設等の確保

- 市町に対し、一時保護委託の可能な施設の確保に向けた検討を働きかけます。

関係者に期待すること	教育関係者は、被害者の同伴児童について適切な対応を行えるよう、配偶者からの暴力について理解を深める。また、社会福祉施設等においては、一時保護委託を受入れるとともに、二次的被害防止等のため職員を研修へ参加させる。
市町に期待すること	被害者の適切な保護のために行う被害者の状況の把握に協力する。また、一時保護委託可能な施設の確保を検討する。

基本方針4 被害者の自立を支える体制づくり

重点目標(8) 被害者の自立を支援する環境整備

【現状と課題】

被害者は、それまでの生活の場を捨てて、新しい生活の場を確保せざるをえない状況であっても、自立の見通しが得られず、やむなく加害者のいる家に留まったり、戻ったりする場合があります。

このような被害者を少しでも減らしていくためには、新しい生活を始めるに当たって、被害者の心身のケアはもちろん、住宅の確保、就業の支援、各種支援制度の利用など、自立に向けた支援体制を整備することが必要です。

このため、支援センターでは、さまざまな自立支援に関する情報提供や複数の関係機関の総合調整を行っていますが、自立に必要な支援や関係機関は多岐にわたるため、関係機関との連携に一層努める必要があります。

また、市町や福祉事務所のほか、住宅・就業などの関係機関も、支援の内容や配偶者からの暴力による被害者支援の趣旨を正しく理解し、被害者の立場に立った切れ目のない支援を行うことが必要です。

さらに、職務関係者は、二次的被害が生じることなく、被害者が円滑に相談や申請手続きを行うことができるよう、一層配慮する必要があります。

また、生命等に差し迫った危険がある被害者にとって、保護命令制度は安全確保のための有効な手段であることから、引き続き、支援センター等では、相談者に対して保護命令制度について情報の提供などを行うとともに、保護命令の発令後、警察は、被害者に対し配偶者からの暴力による危害を防止するための留意事項について教示するなどの援助が必要です。

【今後の方策】

①適切な情報提供と支援

- 支援センターは、被害者に対し、住宅の確保や就業の支援など、自立のために必要な情報の提供を適切に行い、自立を支援します。また、個別の支援が円滑に行われるよう、各種福祉制度の申請や支援措置について、市町など関係機関の総合調整を図ります。
- 支援センターは、被害者の状況に応じて関係機関等への同行支援を行います。また、市町に対し、被害者の状況に応じて同行支援を行うよう働きかけます。
- 市町に対し、被害者の負担を軽減するため、行政手続きの一元化を図るよう働きかけます。
- 支援センターは、施設等退所後も身近な支援を受けられるよう情報提供を行い、被害者の希望に応じた対応を行うよう努めます。
- 警察は、被害者から申出があった場合、被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害を防止するために必要な援助を行います。
- 職員による二次的被害の防止等のため、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性、安全の確保や秘密の保持等の研修に積極的に参加するよう努めるとともに、市町に、二次的被害の防止、情報の徹底管理などを目的とした研修を実施するよう働きかけます。

②自立のための心理的ケアの充実

- 施設等に入所している被害者に対し、個別面接やグループワークにより、配偶者暴力に関する心理教育を行い、心身の回復につながるよう努めます。
- 被害者の中には、繰り返された暴力から心的外傷後ストレス障害（PTSD）などの症状が現れるなど、心身の回復のために支援が必要な人もいるため、心のケアが必要な被害者に対して、心理担当職員が継続してカウンセリングを行うほか、必要に応じて精神保健福祉センターや医療機関の精神科医、カウンセラーなどとの連携に努めます。

③住宅の確保に向けた支援

- 保護命令中や一時保護中などの被害者に対し、県営住宅の登録入居制度（※）などにより、被害者の住宅の確保に努めます。
※登録入居制度
高齢者世帯、障害者世帯、母子・父子世帯、配偶者からの暴力被害者等の入居要件を満たす者について、随時の登録により入居を認める制度
- 市町に対し、被害者とその家族を対象にした公営住宅等の優先入居、目的外使用などの弾力的な運用について取り組むよう協力を求めます。
- 被害者に対し、住宅の確保や民間の保証人代行サービスの利用などについての情報提供を行います。

④就業への支援

- 被害者に対し、公共職業安定所、職業訓練施設等における就業支援について情報提供や助言を行うとともに、必要に応じて連絡調整や同行支援を行います。
- 子どものいる被害者については、母子・父子自立支援員と連携し、母子家庭等自立支援給付金事業や、母子家庭等就業・自立支援センターの行う就業支援講習会、母子・父子自立支援プログラムの策定などの就業支援を行います。

⑤生活への支援

- 被害者に対し、医療保険や国民年金加入に関する情報提供を行うとともに、申請のあった被害者には、被害を受けている旨の証明書を発行します。
- 被害者に対し、住民基本台帳の閲覧等を一定の場合制限させることができる支援措置を周知します。また、市町住民基本台帳担当窓口や福祉事務所等に対して、住民基本台帳の閲覧等の制限についての支援措置の内容や閲覧制限の趣旨の周知に努め、措置の円滑な運用が図られるよう適切な助言を行います。
- 住民票の記載がなされていない被害者に対し、居住することが明らかであれば滞在先の市町において予防接種や健診が受けられること、介護保険法に基づく介護認定を受け、施設介護サービス費の支給等の介護給付を受けることが可能であること、障害者総合支援法に基づくサービスについて支給決定を受けることが可能であることなど、それぞれの事案に応じて情報提供を行います。
- 市町や福祉事務所に対し、保育所や母子生活支援施設への入所、生活保護の実施やひとり親家庭等福祉施策の活用、福祉や雇用等の各種施策の活用等、既存の福祉制度等を幅広く検討し、自立を支援するための体制づくりを促します。

⑥保護命令制度に関する情報提供

- 支援センターや警察は、被害者の生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがある場合に、保護命令制度について説明するとともに、被害者が保護命令の申立てを希望する場合は、申立て先の裁判所や申立ての方法などについて助言し、円滑に保護命令の申立てができるように支援します。

- 支援センターは、一時保護中の被害者が裁判所に出向く時には、必要に応じて職員が付き添うなど、被害者が危険にさらされないように配慮します。
- 被害者の子どもへの接近禁止命令の発令について、制度の趣旨及び概要について、教育委員会や学校、保育所などに周知を図ります。

⑦保護命令の通知を受けた場合の対応

- 支援センターと警察は、連携して、速やかに被害者と連絡を取り、被害を防止するための留意事項の情報提供や緊急時の迅速な通報などについて教示を行います。
- 警察は、加害者に対して、保護命令の趣旨及び保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行います。

県民に期待すること	自立しようとする被害者の状況を理解し、関係する分野で支援する。
市町に期待すること	行政手続きの一元化を図り、被害者に関する情報を適切に管理する。各種支援制度の円滑な運用を図るとともに、住宅の確保や生活の支援など被害者の自立を支援するための体制をつくる。また、二次的被害の防止、情報の徹底管理などを目的とした研修を実施する。

■重点目標(9) 同伴児童に対するケアと支援

【現状と課題】

子どもが家庭において保護者の配偶者に対する暴力を目撃することは、子どもの心に深刻な影響を与えます。また、加害者の暴力が子どもに及ぶこともあります。

「児童虐待の防止等に関する法律」においては、子どもの目の前で行われる保護者の配偶者に対する暴力など、子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うことも児童虐待に該当すると定義されています。また、保護者の配偶者に対する暴力を見て育った子どもが、暴力を感情表現や問題解決の手段として学習してしまい、成長後も人間関係がうまく築けなくなったり、家庭内における暴力の加害者や被害者になったりするなど、暴力が世代間連鎖することも指摘されていることから、子どもへのケアは、被害者の保護と自立の支援とともに、非常に重要な課題となっています。

そこで、支援センターでは、被害者とともに一時保護所等へ入所した子どもに対して、心理担当職員が心理的ケアを行うとともに、一時保護所に同伴児童対応職員を配置し、保育の充実などを図ってきました。また、児童相談所と連携し、学習面のサポートなどの対応をするとともに、必要に応じて施設等退所後のアフターケアを実施しています。

今後、引き続き児童相談所との連携を一層深め、子どもに対して、必要に応じて継続したケアを行うとともに、子どもの保育、就学の保障についても、より個々の状況に応じたきめ細かな対応を適切に行っていくことが必要です。

【今後の方策】

①子どもに対する心理的ケアの充実

- 被害者とともに一時保護した子どもに対し、心理担当職員が面接などにより虐待の影響など心理的状态を把握し、その結果を援助計画に反映させるよう被害者と共有して、今後の母子関係の安定化をめざした支援を行います。
- 暴力が子どもの心身の成長にとって深刻な影響を与えることを被害者とともに考え、子どもの心理的ケアに努めると同時に、児童相談所と協力して支援を充実します。
- 母子関係の改善が見られない場合など、退所後の母子関係悪化が懸念される場合は、児童相談所や市町と連携して対応します。

②子どもの保育、就学の保障

- 市町実務者連絡会などにおいて、保育所の広域入所や区域外就学の受け入れについて弾力的な対応を行うよう市町や教育委員会など関係機関に働きかけます。
- 保育所、幼稚園、学校などに対して、子どもに対する接近禁止命令など保護命令制度について周知し、被害者の子どもに接近禁止命令が出た時の対応や、被害者の子どもの転校先や居住地などの情報の適切な管理などについて協力を求めます。

県民に期待すること	児童虐待が疑われるときは、市町や児童相談所などに通告する。
市町に期待すること	被害者の同伴児童について、保育所の広域入所、区域外就学の弾力的対応を行うとともに、被害者や同伴児童のプライバシーに配慮する。

■重点目標 (10) 民間団体との連携強化

【現状と課題】

被害者が抱える事情は個々によって異なり、きめ細かな支援を行うためには、身近で柔軟に機動的な活動が行えるボランティアや民間団体の活動が重要な役割を果たすものと期待されます。

このため、意欲のあるボランティアの活動を支援し、地域の自主的な活動につながるよう促すことが必要です。また民間団体との連携を深め、地域における支援の拡充を図る必要があります。

【今後の方策】

①民間団体との連携強化

○被害者に対する支援を行う民間団体などと、積極的な情報交換などを行うとともに、情報や資料の提供を行います。

②自助グループの育成

○施設等退所後の被害者や同伴児童の孤立化を防ぐため、地域における自助グループなどができるよう支援します。

県民に期待すること	被害者支援を行うボランティア活動に参加する。
市町に期待すること	被害者支援を行うボランティアや民間団体に対して、研修会などの情報提供や活動支援を行う。

基本方針5 被害を繰り返さない仕組みづくり

重点目標(11) 被害者の苦情への適切な対応

【現状と課題】

配偶者からの暴力の被害者の支援、保護に係る職員の職務の執行に関して被害者からの苦情の申出を受けた場合などには、話をよく聞き、誠実に受け止め、適切かつ迅速に対応しなければなりません。

現在、配偶者からの暴力に関する相談や被害者の保護等に関する苦情は、支援センターや県保健福祉事務所の相談窓口、男女共同参画相談プラザ、警察などそれぞれの機関で、苦情解決制度等に基づき、解決に向けた適切な対応に努めていますが、今後、同様の苦情を繰り返さないため、苦情等の対処例を事例化して研修するなどにより、職務の改善に反映していく必要があります。

また、市町に対し、苦情の申出があったときは、適切かつ迅速にこれを処理できるよう、苦情処理体制の整備を促す取り組みが必要です。

【今後の方策】

①各窓口における苦情処理体制の整備

- 支援センターや県保健福祉事務所の相談窓口、男女共同参画相談プラザにおける配偶者からの暴力に関する相談等に対する苦情について、引き続き、苦情解決に向けた適切かつ迅速な処理を行います。
- 市町に対し、市町実務者連絡会などを活用して、苦情処理体制の整備を働きかけます。
- 警察においては、申出者の心情に配慮した迅速な対応を行い、苦情内容の確認と措置について誠実に申出者に説明できるよう、人権、心情に配慮した対応を行う能力を向上させる職員研修の充実を図ります。

②同様の苦情を繰り返さないための取り組み

- 苦情に対する対応結果については、個人情報の保護に配慮し事例化したうえで、関係機関に周知し、今後同様の苦情を未然に防止するために、研修や職務の改善に反映します。

市町に期待すること	苦情処理体制を整備する。
-----------	--------------

■重点目標 (12) 加害者への適切な対応

【現状と課題】

配偶者からの暴力の加害者を対象としたその更生のための施策は、配偶者からの暴力の防止に向けて考えられる重要な施策の一つですが、加害者の更生のための指導については、いまだに未解明な部分が多く、場合によっては、加害者が更生のための指導を受けているという事実をもって、被害者やその関係者に事実と反し加害者が更生したとの錯覚を与えるなどといったおそれがあることも指摘されています。

国などにおいて、引き続き、加害者に対する指導等の実施に向けた調査研究が進められていることから、本県では、男女共同参画相談プラザや、加害者がアルコール依存症などの場合には精神保健福祉センターでの相談やカウンセリングを継続しながら、情報収集を進めていく必要があります。

また、警察は、被害が繰り返されることのないよう、被害者の意思を踏まえ、加害者を検挙するほか、指導警告を行うなど被害の発生を防止するための措置を講ずる必要があります。

【今後の方策】

①加害者相談の体制整備

○加害者相談の重要性を考慮して、男女共同参画相談プラザ、精神保健福祉センター、県保健福祉事務所等の相談機関が連携して、加害者の相談体制について検討します。

②加害者の更生への取組み

○加害者の更生のための指導の方法について、引き続き国の調査研究の動向を把握するとともに、他県・民間機関の情報収集を行って、効果的な実施方法を調査します。

③加害者への厳正な対処

○警察においては、加害者に対し、被害者の意思を踏まえた配偶者に対する暴力の防止のための警告・指導を行うとともに、各種法令に違反した者については厳正に対処します。

【 資 料 】

平成 26 年度香川県男女共同参画社会に関する意識調査（抜粋）

I 調査の概要

1. 調査目的

男女共同参画社会に関する県民の意識と生活実態を把握し、「男女共同参画計画」策定の基礎データとするとともに、今後の男女共同参画施策推進の参考資料とする。

2. 調査項目

- (1) 家庭生活などについて
- (2) 男女の平等と役割について
- (3) 女性の社会進出について
- (4) 就労について
- (5) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について
- (6) 男女間における暴力について
- (7) 防災について
- (8) 男女共同参画社会の形成について

3. 調査設計

- (1) 調査地域 香川県全域
- (2) 調査対象 県内在住の20歳以上の男女
- (3) 標本数 3,000
- (4) 抽出方法 選挙人名簿に基づく層化二段無作為抽出法
- (5) 調査方法 郵送法
- (6) 調査期間 平成26年11月10日（月）～平成26年12月10日（水）

4. 回収状況

- (1) 標本数 3,000
- (2) 有効回収数 958票（有効回収率：31.9%）

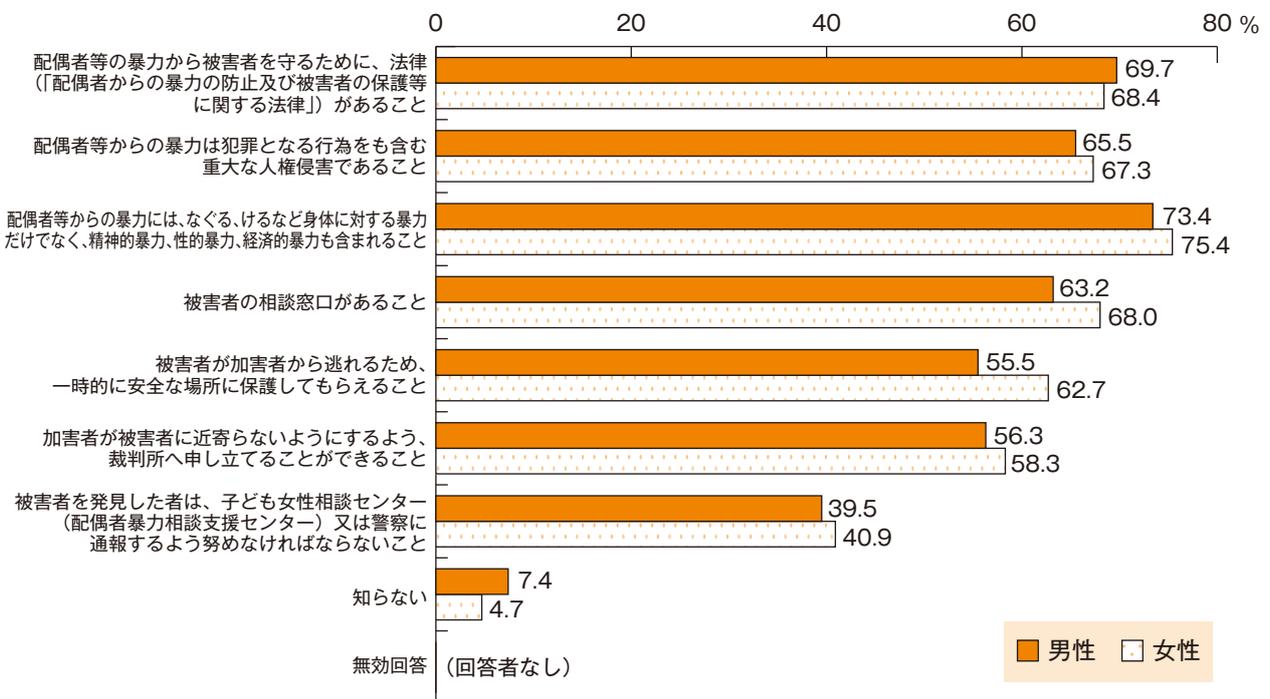
II 調査の集計結果（抜粋「男女間における暴力について」）

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等について

問 24 あなたは、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関して、次のことを知っていますか。ここでの「配偶者等」には、婚姻届を出していない事実婚や別居中の夫婦、元配偶者、生活の本拠を共にしている交際相手も含まれます。（以下、同様。）
次の中から知っているものをいくつでも選んで番号に○をつけてください。

【○はいくつでも】

法律や相談窓口の認知度は7割程度となっている。



(2) 配偶者等からの暴力の被害経験

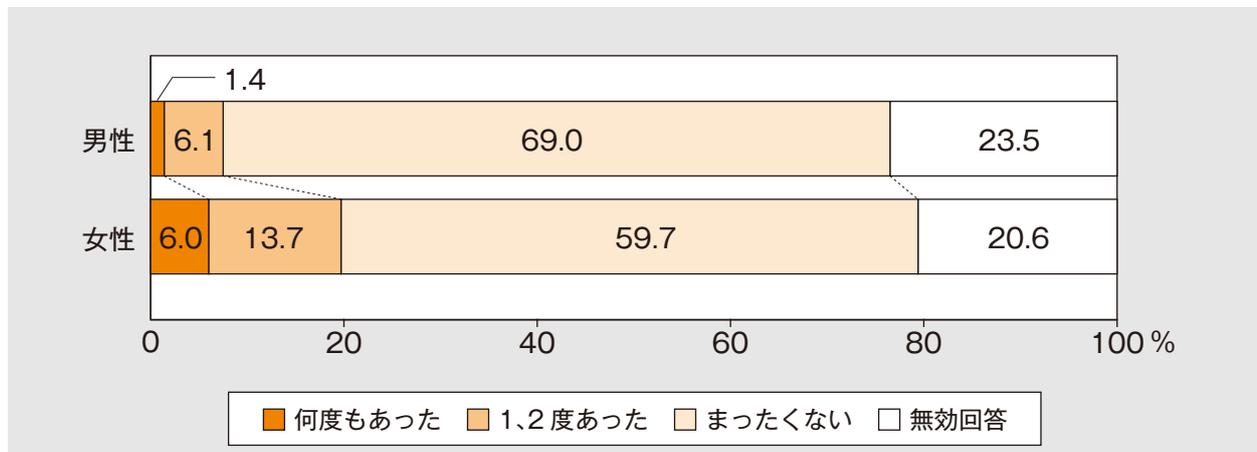
※問 25～問 28 は上記の配偶者等がいる方またはこれまでにいたことのある方のみお答えください。その他の方は問 29 へ進んでください。

問 25 あなたはこれまでに、あなたの配偶者等から次のようなことをされたことがありますか。各項目についてあてはまる番号（1～3）1つに○をつけてください。

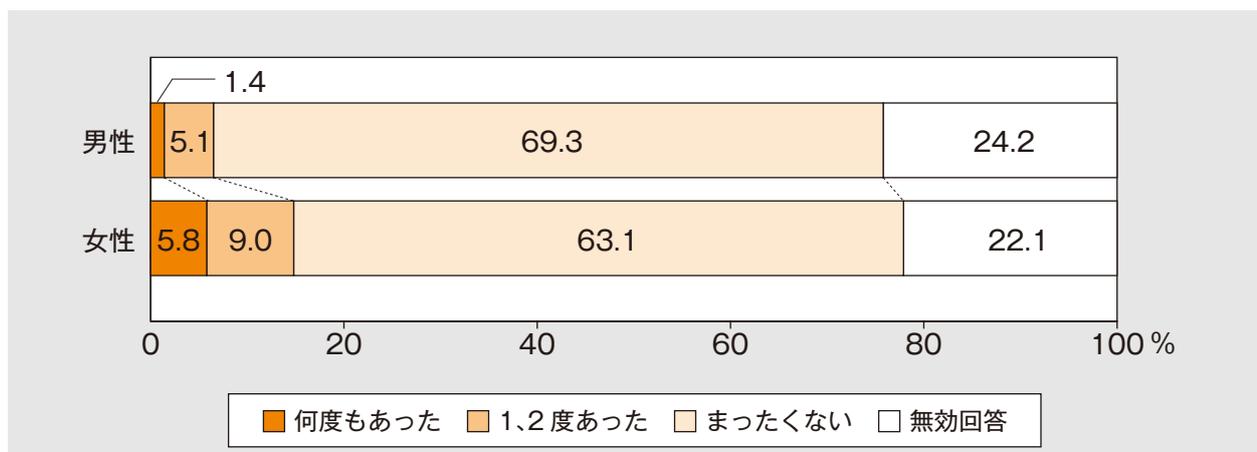
【○はそれぞれ1つずつ】

配偶者からの暴力はいずれの暴力でも男性より女性の被害経験が多くなっている。

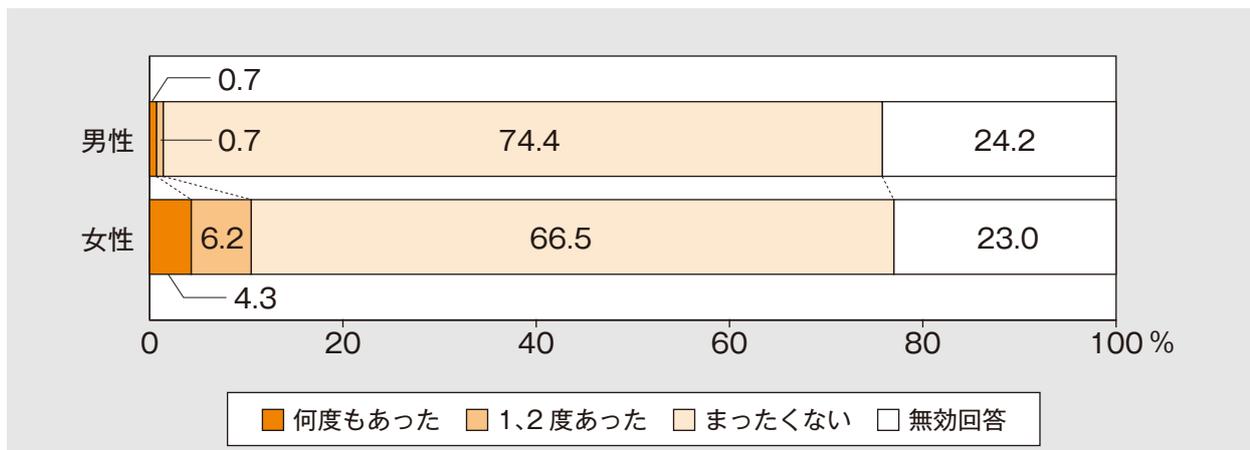
①なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴力を受けた



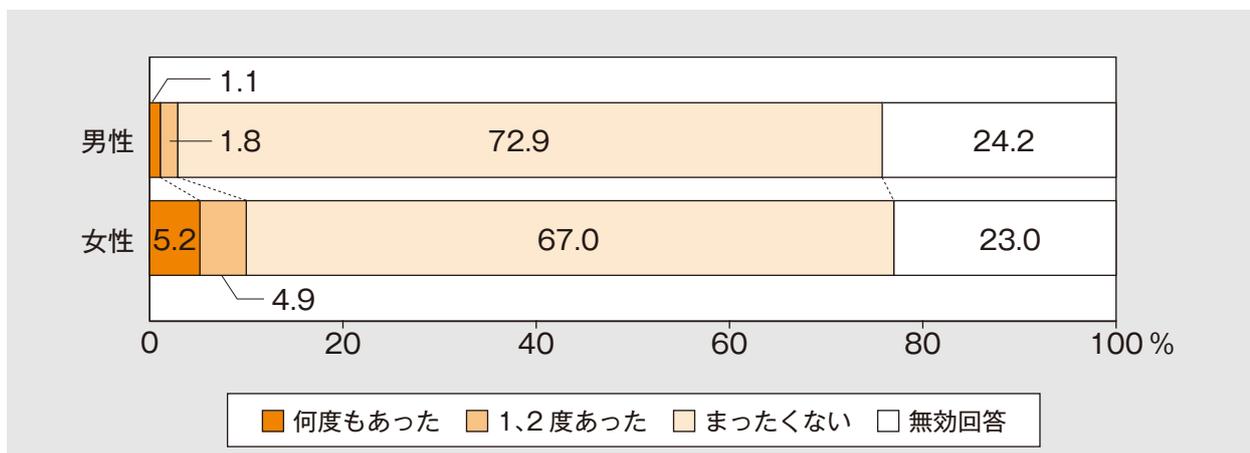
②人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせを受けた、あるいは、あなたもしくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた



③いやがっているのに性的な行為を強要された



④必要な生活費を渡されなかった



(3) 過去5年以内の被害経験

※問25で①から④のうち1つでも、「1、2度あった」「何度もあった」と答えた方にお聞きします。

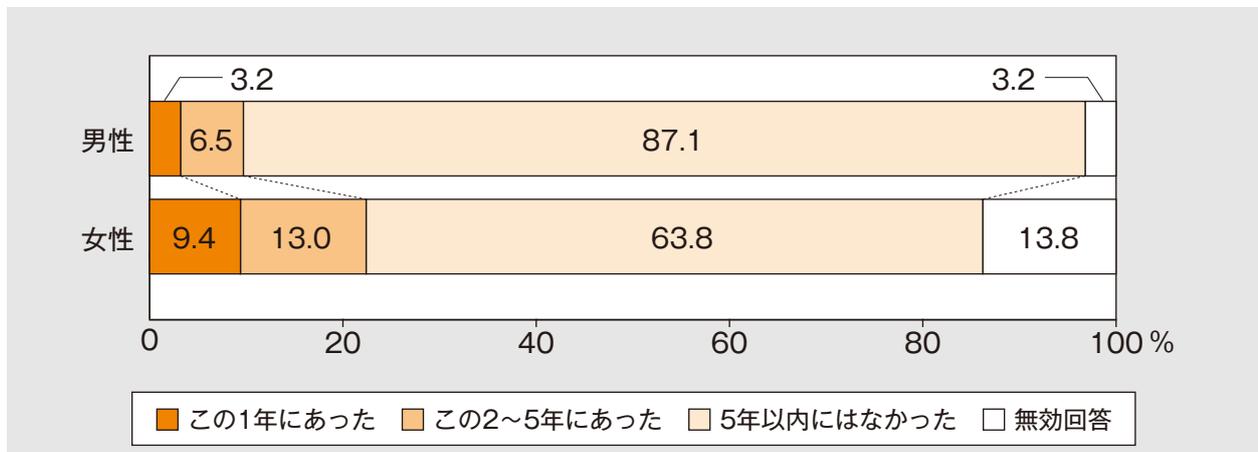
問26では、この1年とこの2～5年には、どうでしたか。

各項目についてあてはまる番号（1～3）1つに○をつけてください。

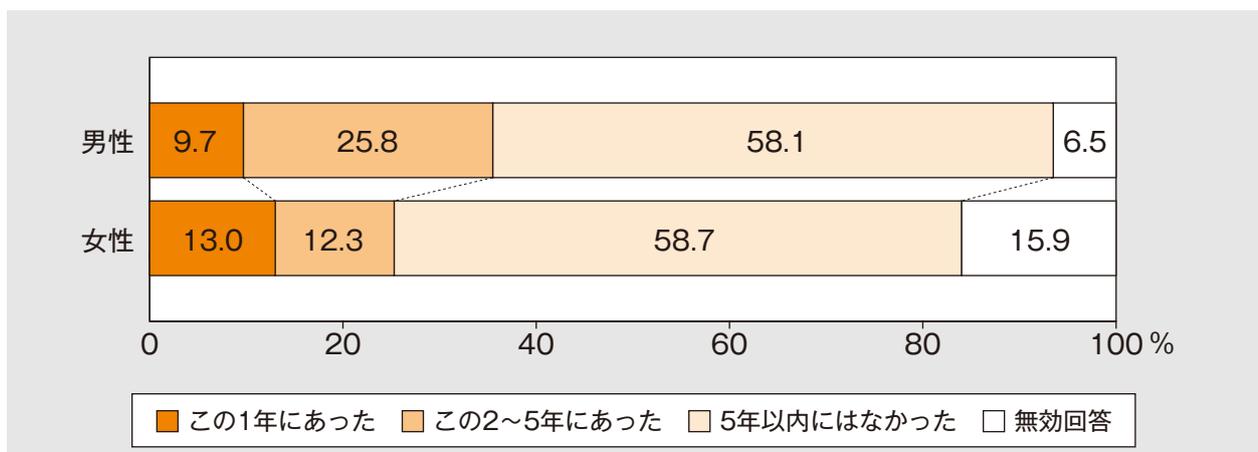
【○はそれぞれ1つずつ】

過去5年以内に、男性は「精神的暴力の被害」を受けたと回答した割合が高くなっている。

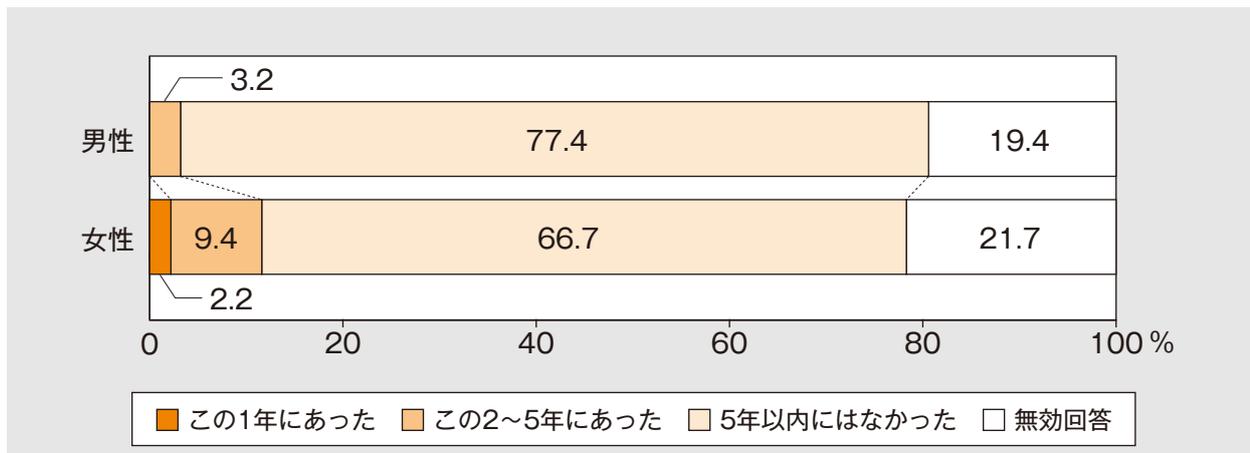
①なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴力を受けた



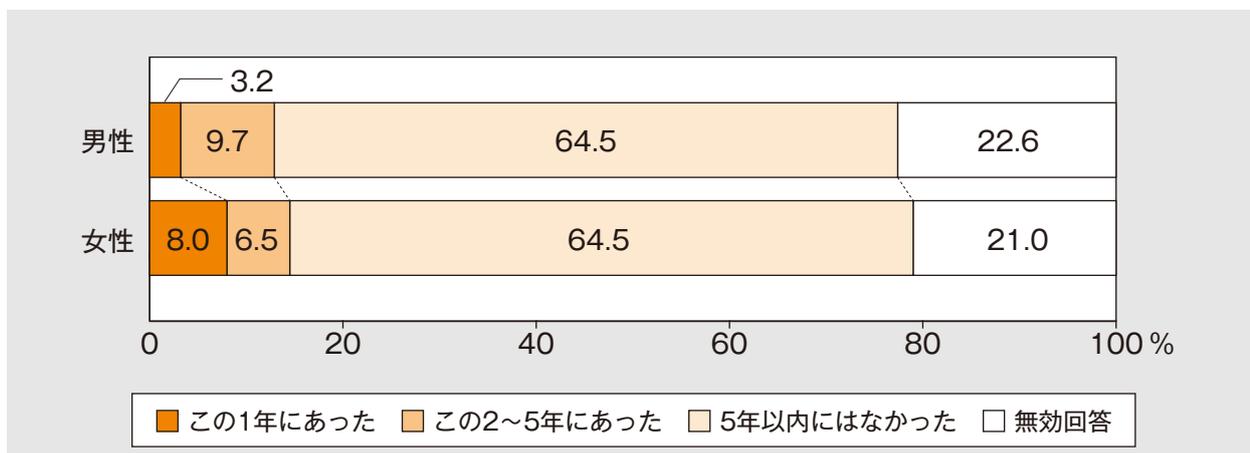
②人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせを受けた、あるいは、あなたもしくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた



③いやがっているのに性的な行為を強要された



④必要な生活費を渡されなかった



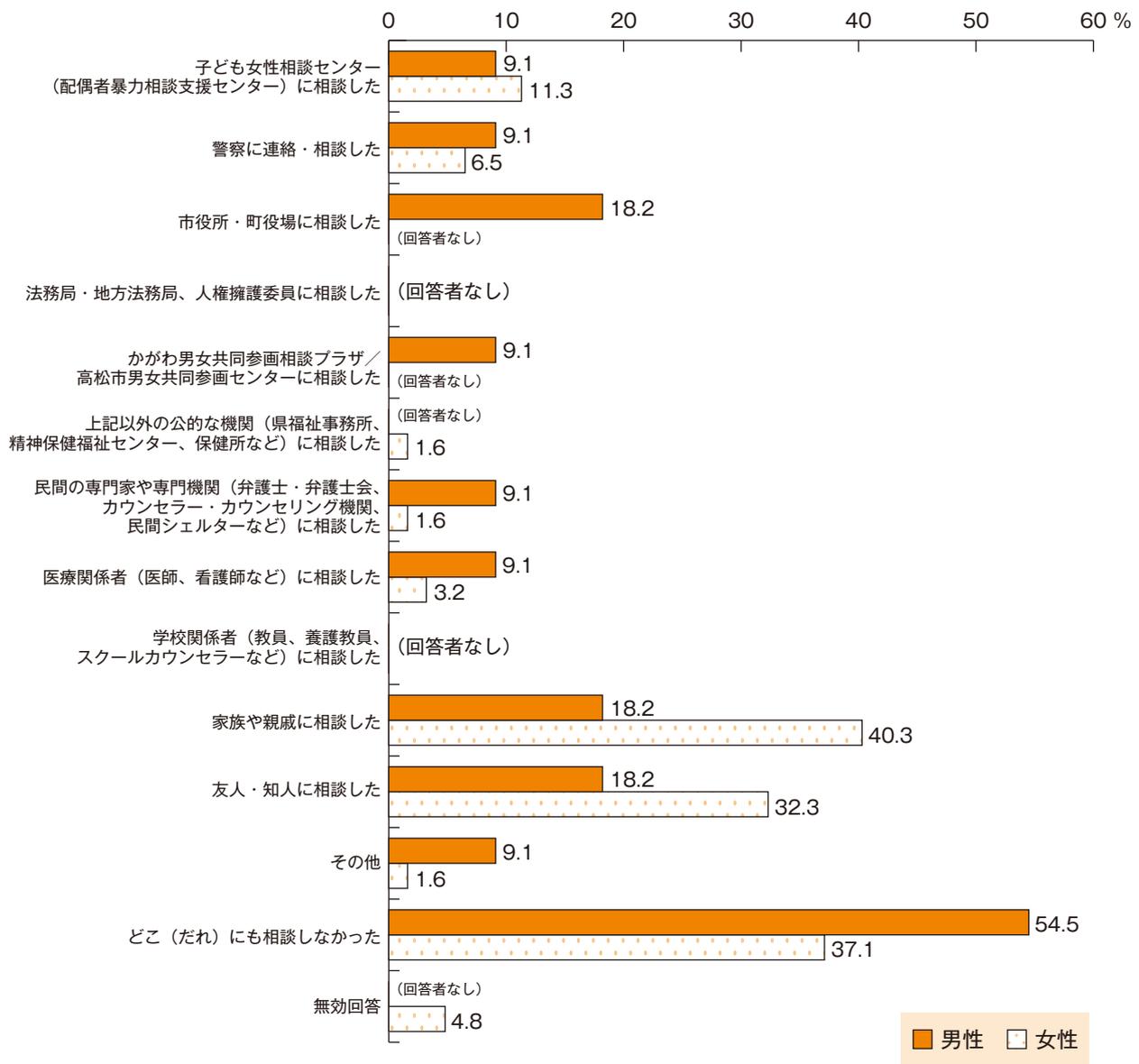
(4) 配偶者等からの暴力の相談先

※問26で①から④のうち1つでも、「この1年にあった」「この2～5年にあった」と答えた方にお聞きします。

問27 あなたは、あなたの配偶者等から受けたそのような行為について、だれかに打ち明けたり、相談したりしましたか。あてはまる番号に○をつけてください。

【○はいくつでも】

男性の54.5%、女性の37.1%が相談していない。相談先として多いのは「家族や親戚」、「友人・知人」となっている。



(5) 相談しなかった理由

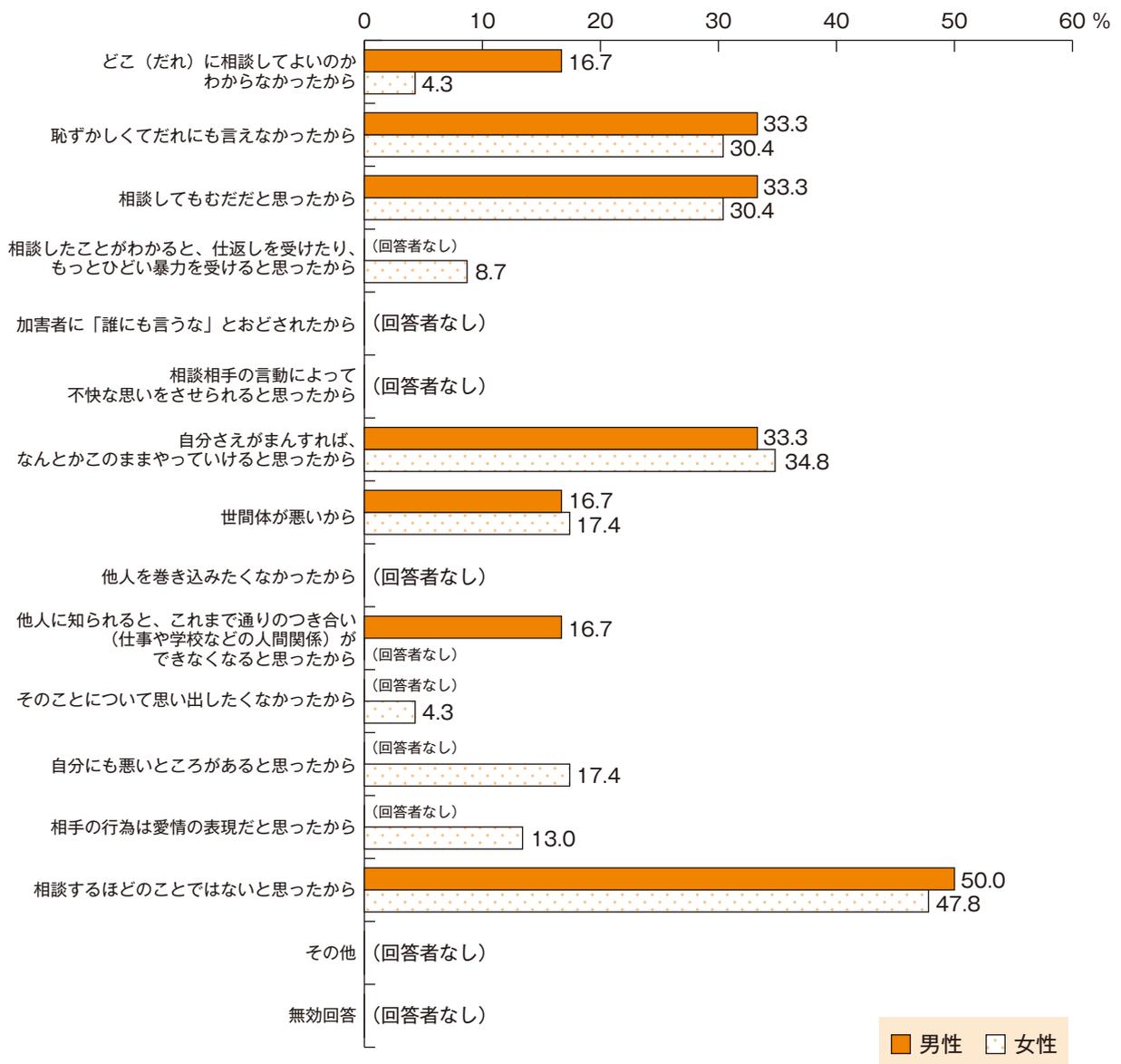
※問 27 で「13 どこ（だれ）にも相談しなかった」と答えた方にお聞きします。

問 28 どこ（だれ）にも相談しなかったのは、なぜですか。

あてはまる番号に○をつけてください。

【○はいくつでも】

男女とも約半数が、「相談するほどのことではないと思ったから」と回答している。



(6) 交際相手からの暴力の被害経験

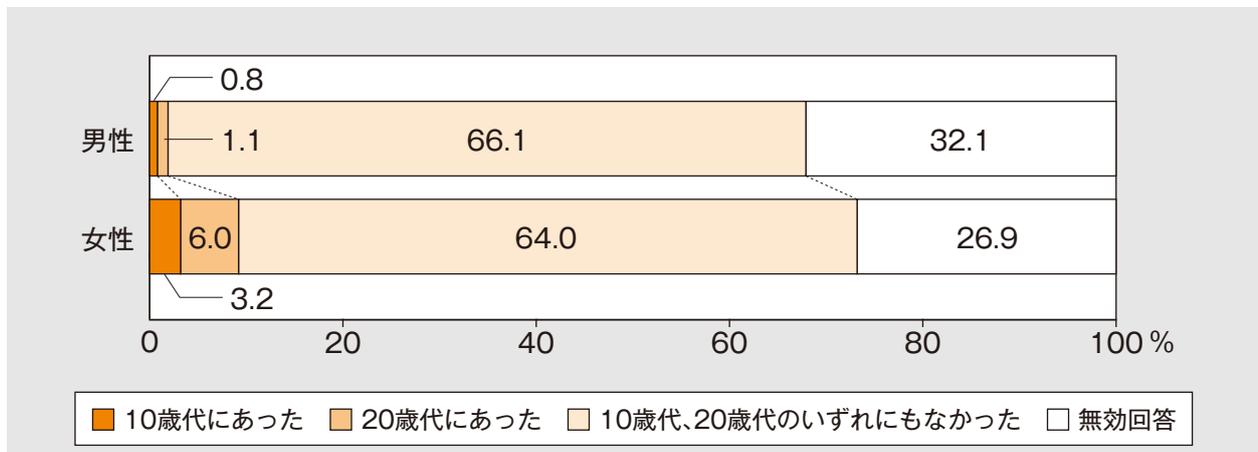
※問29は10歳代、20歳代の頃に交際相手（後に配偶者となった相手以外）がいた（いる）方のみお答えください。その他の方は問30へ進んでください。

問29 あなたは、10歳代、20歳代の頃に、交際相手から次のようなことをされたことがありますか。各項目についてあてはまる番号（1～3）に○をつけてください。

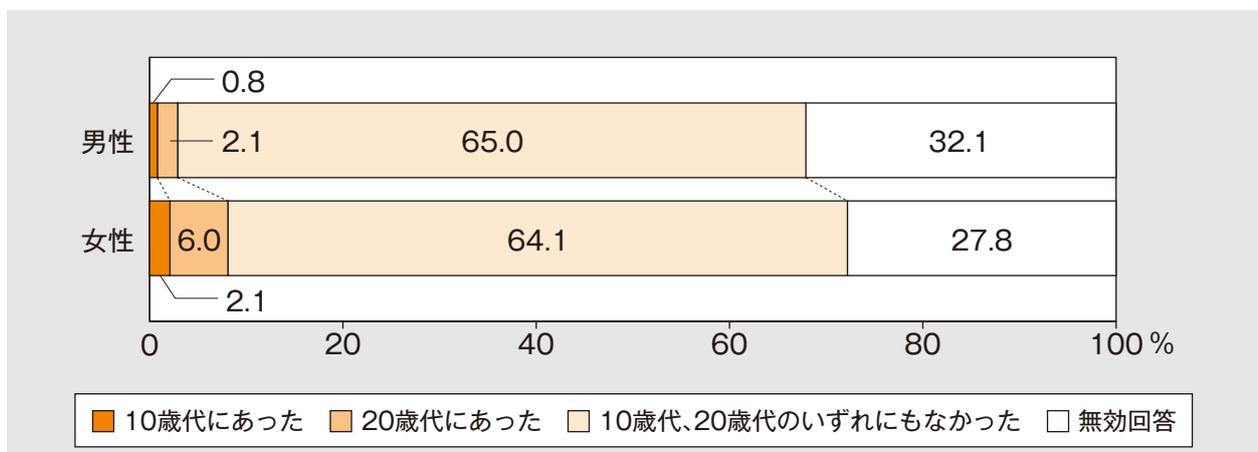
【○はいくつでも】

交際相手からの暴力はいずれの暴力でも男性より女性の被害経験が多くなっている。

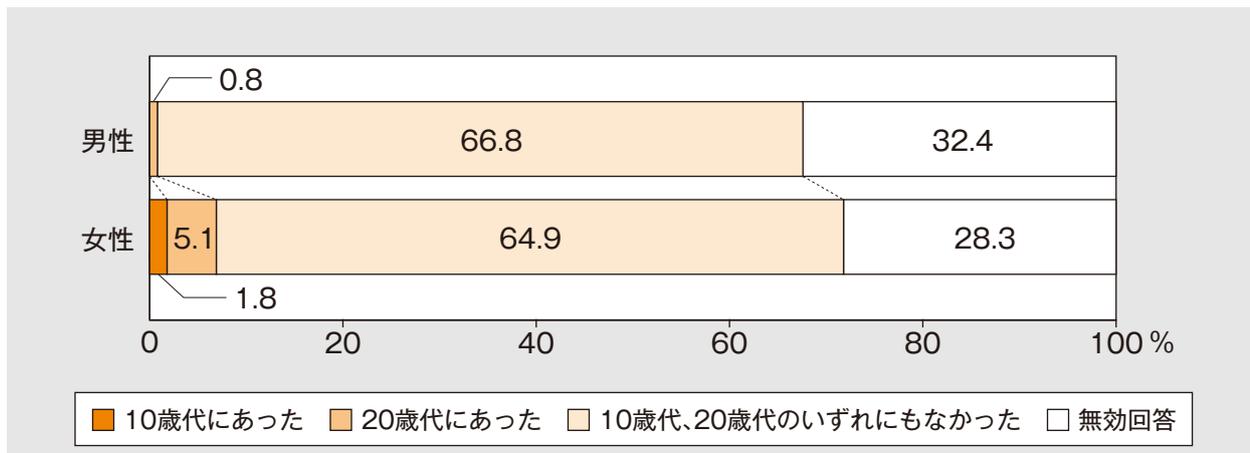
①なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴力を受けた



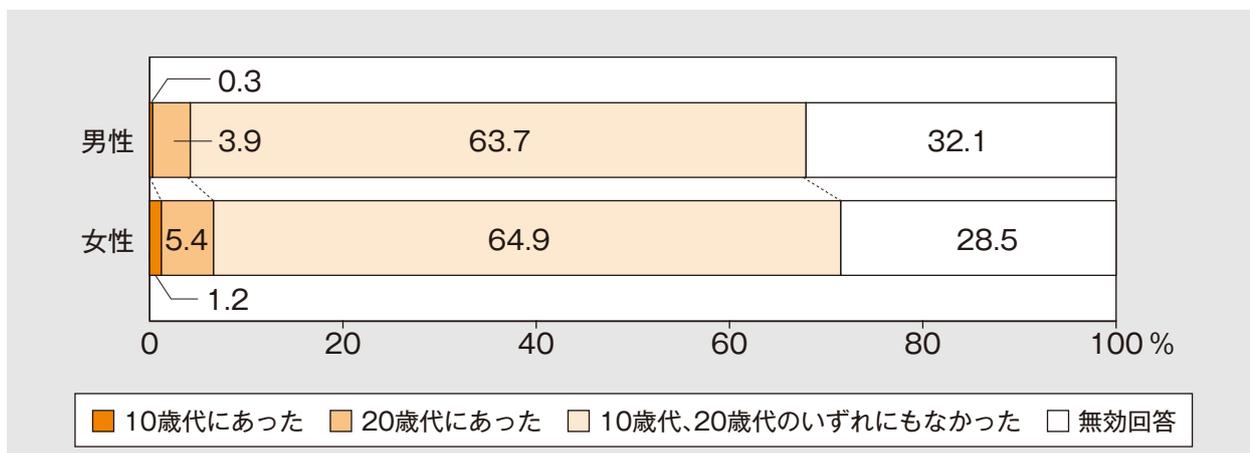
②人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせを受けた、あるいは、あなたもしくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた



③いやがっているのに性的な行為を強要された



④必要な生活費を渡されなかった

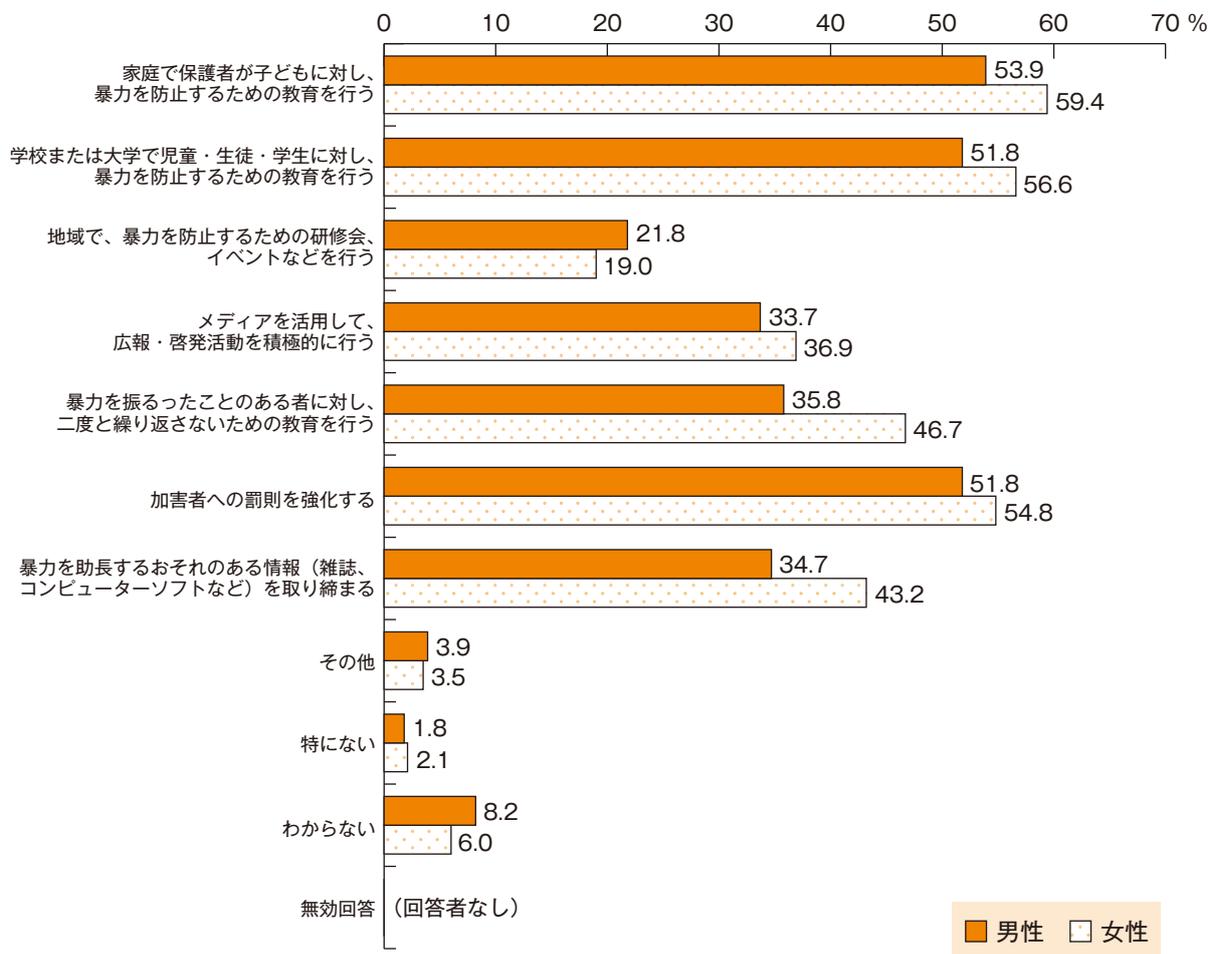


(7) 男女間における暴力を防止するために必要なこと

問30 男女間における暴力を防止するためには、どのようなことが必要だと考えますか。
あてはまる番号に○をつけてください。

【○はいくつでも】

「家庭で保護者が子どもに対し、暴力を防止するための教育を行う」、「学校または大学で児童・生徒・学生に対し、暴力を防止するための教育を行う」ことが必要との回答が多くなっている。

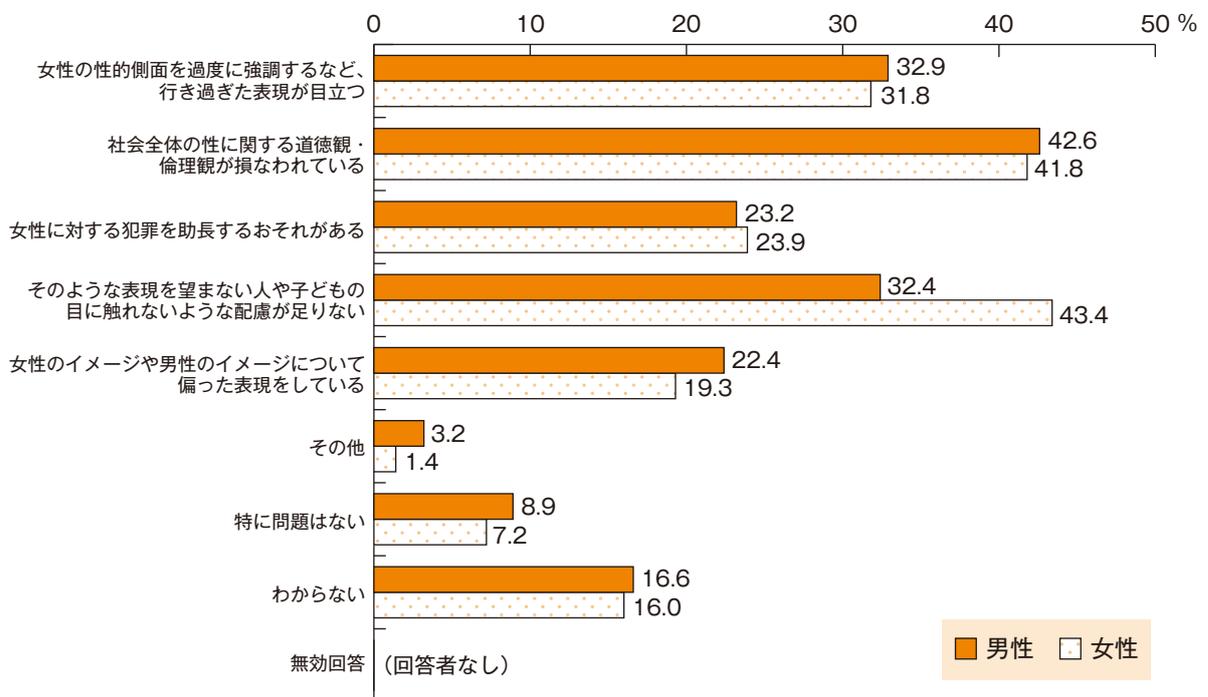


(8) メディアにおける性・暴力表現について

問31 あなたは、メディアにおける性・暴力表現について、どのようにお考えですか。
あてはまる番号に○をつけてください。

【○はいくつでも】

男女とも「社会全体の性に関する道徳観・倫理観が損なわれている」、「女性の性的側面を過度に強調するなど、行き過ぎた表現が目立つ」と回答する人が多く、女性では「そのような表現を望まない人や子どもの目に触れないような配慮が足りない」も多くなっている。



配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正:平成二六年四月二三日法律第二八号

はじめに

第1章

配偶者からの暴力と被害者支援の現状

第2章

基本目標と基本方針

第3章

計画の内容

基本方針1

基本方針2

基本方針3

基本方針4

基本方針5

資料

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条―第五条)

第三章 被害者の保護(第六条―第九条の二)

第四章 保護命令(第十条―第二十二條)

第五章 雑則(第二十三条―第二十八条)

第五章の二 補則(第二十八条の二)

第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」

と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申

出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあつては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあつては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項につ

いては、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項におい

て同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

- 第十一条** 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

- 第十二条** 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大いいと認めるに足りる申立ての時における事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している

子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成一六年六月二日法律第六四号〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）

第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成一九年七月一日法律第一一三号〕〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則〔平成二五年七月三日法律第七二号〕〔抄〕

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則〔平成二六年四月二三日法律第二八号〕〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日
- 二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

（政令への委任）

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する 基本的な方針(概要)

平成25年12月26日
内閣府、国家公安委員会、
法務省、厚生労働省告示第1号

※ 平成26年10月1日 一部改正

第1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

1 基本的な考え方

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。

2 我が国の現状

平成13年4月、法が制定され、基本方針の策定等を内容とする平成16年5月、平成19年7月の法改正を経て、平成25年6月に生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者についても配偶者からの暴力及び被害者に準じて法の適用対象とする法改正が行われ、平成26年1月3日に施行された。

3 基本方針並びに都道府県基本計画及び市町村基本計画

(1) 基本方針

基本方針は、都道府県基本計画及び市町村基本計画の指針となるべきものである。基本方針の内容についても、法と同様、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者について準用することとする。

(2) 都道府県基本計画及び市町村基本計画

基本計画は、第一線で中心となって施策に取り組む地方公共団体が策定するものである。策定に当たっては、それぞれの都道府県又は市町村の状況を踏まえた計画とするとともに、都道府県と市町村の役割分担についても、基本方針を基に、地域の実情に合った適切な役割分担となるよう、あらかじめ協議することが必要である。被害者の立場に立った切れ目のない支援のため、都道府県については、被害者の支援における中核として、一時保護等の実施、市町村への支援、職務関係者の研修等広域的な施策等、市町村については、身近な行政主体の窓口として、相談窓口の設置、緊急時における安全の確保、地域における継続的な自立支援等が基本的な役割として考えられる。

第2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

1 配偶者暴力相談支援センター

都道府県の支援センターは、都道府県における対策の中核として、処遇の難しい事案への対応や専門的・広域的な対応が求められる業務にも注力することが望ましい。市町村の支援センターは、身近な行政主体における支援の窓口として、その性格に即した基本的な役割について、積極的に取り組むことが望ましい。また、民間団体と支援センターとが必要に応じ、機動的に連携を図りながら対応することが必要である。

2 婦人相談員

婦人相談員は、被害者に関する各般の相談に応じるとともに、その態様に応じた適切な援助を行うことが必要である。

3 配偶者からの暴力の発見者による通報等

(1) 通報

都道府県及び市町村は、被害者を発見した者は、その旨を支援センター又は警察官に通報するよう努めることの周知を図ることが必要である。医師その他の医療関係者等は、被害者を発見した場合には、守秘義務を理由にためらうことなく、支援センター又は警察官に対して通報を行うことが必要である。

(2) 通報等への対応

支援センターにおいて、国民から通報を受けた場合は、通報者に対し、被害者に支援センターの利用に関する情報を教示してもらうよう協力を求めることが必要である。医療関係者から通報を受けた場合は、被害者の意思を踏まえ、当該医療機関に出向く等により状況を把握し、被害者に対して説明や助言を行うことが望ましい。警察において、配偶者からの暴力が行われていると認めた場合は、暴力の制止に当たるとともに、応急の救護を要すると認められる被害者を保護することが必要である。

4 被害者からの相談等

(1) 配偶者暴力相談支援センター

電話による相談があった場合は、その訴えに耳を傾け、適切な助言を行うこと、また、面接相談を行う場合は、その話を十分に聴いた上で、どのような援助を求めているのかを把握し、問題解決に向けて助言を行うことが必要である。

(2) 警察

被害者からの相談において意思決定を支援するなど、被害者の立場に立った適切な対応を行うとともに、相談に係る事案が刑罰法令に抵触すると認められる場合には、被害者の意思を踏まえ捜査を開始するほか、刑事事件として立件が困難であると認められる場合であっても、加害者に対する指導警告を行うなどの措置を講ずることが必要である。被害者から警察本部長等の援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、国家公安委員会規則

で定めるところにより、必要な援助を行うことが必要である。

(3) 人権擁護機関

支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言、婦人相談所等一時保護施設への紹介等の援助をし、暴力行為に及んだ者等に対しては、これをやめるよう、説示、啓発を行うことが必要である。

(4) 民間団体との連携

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間団体では、相談業務、同行支援、自立支援など大きな役割を担っている。

5 被害者に対する医学的又は心理学的な援助等

(1) 被害者に対する援助

婦人相談所において、医師、心理判定員等、支援にかかわる職員が連携して被害者に対する医学的又は心理学的な援助を行うことが必要である。また、被害者が、地域での生活を送りながら、身近な場所で相談等の援助を受けられるよう、支援センターは、カウンセリングを行うことや、専門家や民間団体等と連携し、適切な相談機関を紹介するなどの対応を採ることが必要である。

(2) 子どもに対する援助

児童相談所において、医学的又は心理学的な援助を必要とする子どもに対して、精神科医や児童心理司等が連携を図りながら、カウンセリング等を実施することが必要である。また、学校及び教育委員会並びに支援センターは、学校において、スクールカウンセラー等が相談に応じていること等について、適切に情報提供を行うことが必要である。

(3) 医療機関との連携

支援センターは、被害者本人及びその子どもを支援するに当たって、専門医学的な判断や治療を必要とする場合は、医療機関への紹介、あっせんを行うことが必要である。

6 被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護等

(1) 緊急時における安全の確保

婦人相談所の一時保護所が離れている等の場合において、緊急に保護を求めてきた被害者を一時保護が行われるまでの間等に適切な場所にかくまう、又は避難場所を提供すること等の緊急時における安全の確保は、身近な行政主体である市町村において、地域における社会資源を活用して積極的に実施されることが望ましい。

(2) 一時保護

一時保護は、配偶者からの暴力を避けるため緊急に保護すること等を目的に行われるものであるから、夜間、休日を問わず、一時保護の要否判断を速やかに行う体制を整えることが必

要である。また、それぞれの被害者の状況等を考慮し、被害者にとって最も適切と考えられる一時保護の方法及び施設を選定することが必要である。

(3) 婦人保護施設等

婦人保護施設は、適切な職員を配置し、心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うことが必要である。母子生活支援施設は、適切な職員を配置し、子どもの保育や教育等を含め、母子について心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うとともに、退所後についても相談その他の援助を行うことが必要である。

(4) 広域的な対応

都道府県域を越えて一時保護・施設入所がなされる広域的な対応も増加しており、これら地方公共団体間の広域的な連携を円滑に実施することが必要である。

7 被害者の自立の支援

(1) 関係機関等との連絡調整等

支援センターが中心となって関係機関の協議会等を設置し、関係機関等の相互の連携体制について協議を行うとともに、各機関の担当者が参加して、具体的な事案に即して協議を行う場も継続的に設けることが望ましい。また、手続の一元化や同行支援を行うことにより、被害者の負担の軽減と、手続の円滑化を図ることが望ましい。

(2) 被害者等に係る情報の保護

支援センターは、住民基本台帳の閲覧等に関し、被害者を保護する観点から、加害者からの請求については閲覧させない等の措置が執られていることについて、情報提供等を行うことが必要である。また、住民基本台帳からの情報に基づき事務の処理を行う関係部局においては、閲覧等の制限の対象となっている被害者について、特に嚴重に情報の管理を行うことが必要である。

(3) 生活の支援

福祉事務所及び母子・父子自立支援員においては、法令に基づき被害者の自立支援を行うことが必要である。福祉事務所においては、被害者が相談・申請を行う場所や、生活保護の申請を受けて、扶養義務者に対して扶養の可能性を調査する際の方法や範囲等に関し、被害者の安全確保の観点から適切に配慮することが必要である。

(4) 就業の支援

公共職業安定所や職業訓練施設においては、被害者一人一人の状況に応じたきめ細かな就業支援に積極的に取り組むことが必要である。また、子どものいる被害者については、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談等の活用についても積極的に促すことが必要である。

(5) 住宅の確保

公営住宅の事業主体において、被害者の自立支援のため、公営住宅の優先入居や目的外使用等の制度が一層活用されることが必要である。また、都道府県等においては、身元保証人が得られないことでアパート等の賃借が困難となっている被害者のための身元保証人を確保するための事業の速やかな普及を図ることが望ましい。

(6) 医療保険

婦人相談所等が発行する証明書を持って保険者に申し出ることにより、健康保険における被扶養者又は国民健康保険組合における組合員の世帯に属する者から外れること、また、第三者行為による傷病についても、保険診療による受診が可能であること等の情報提供等を行うことが必要である。

(7) 年金

被害者が年金事務所において手続をとることにより、国民年金原簿等に記載されている住所等が知られることのないよう、秘密の保持に配慮した取扱いが行われること等について、情報提供等を行うことが必要である。

(8) 子どもの就学・保育等

支援センターは、被害者等の安全の確保を図りつつ、子どもの教育を受ける権利が保障されるよう、教育委員会、学校と連絡をとるとともに、被害者に対し、必要な情報提供を行うことが必要である。国においては、市町村に対し、保育所への入所については、母子家庭等の子どもについて、保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱う特別の配慮を引き続き求めるよう努める。また、支援センターにおいては、住民票の記載がなされていない場合であっても、予防接種や健診が受けられることについて、情報提供等を行うことが必要である。

(9) その他配偶者暴力相談支援センターの取組

離婚調停手続等について各種の法律相談窓口を紹介するなど、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずることが望ましい。資力の乏しい被害者が無料法律相談等民事法律扶助制度を利用しやすくするため、日本司法支援センターに関する情報の提供を行うことが望ましい。また、住民票の記載がなされていない場合の介護給付等の扱いについて情報提供を行うことが必要である。

8 保護命令制度の利用等

(1) 保護命令制度の利用

被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、申立先の裁判所や申立書等の記入方法等についての助言を行うとともに、保護命令の手続の中で、申立書や添付した証拠書類の写し等が裁判所から相手方に送付されること、緊急に保護命令を発令しなければ被害者の保護が

できない場合において、暴力等の事実など保護命令の発令要件の証明が可能なときは、裁判所に対し、審尋等の期日を経ずに発令するようにその事情を申し出ることができること等について、被害者に対し説明することが必要である。

(2) 保護命令の通知を受けた場合の対応

ア 警察

速やかに被害者と連絡を取り、被害者の意向を確認した上で被害者の住所又は居所を訪問するなどして、緊急時の迅速な通報等について教示することが必要である。また、加害者に対しても、保護命令の趣旨及び保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行うことが必要である。

イ 配偶者暴力相談支援センター

速やかに被害者と連絡を取り、安全の確保や、親族等への接近禁止命令が出された場合には、当該親族等へその旨連絡すること等、保護命令発令後の留意事項について情報提供を行うことが必要である。また、警察と連携を図って被害者の安全の確保に努めることが必要である。

9 関係機関の連携協力等

(1) 連携協力の方法

被害者の支援のためには、関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、一時保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組むことが必要である。

(2) 関係機関による協議会等

関係部局や機関の長により構成される代表者会議、被害者の支援に直接携わる者により構成される実務者会議、実際の個別の事案に対応する個別ケース検討会議等、重層的な構成にすることが望ましい。参加機関としては、都道府県又は市町村の関係機関はもとより、関係する行政機関、民間団体等について、地域の実情に応じ、参加を検討することが望ましい。

(3) 関連する地域ネットワークの活用

関連の深い分野における既存のネットワークとの連携や統合により、関連施策との連携協力を効果的かつ効率的に進めることについても、検討することが望ましい。

(4) 広域的な連携

市町村又は都道府県の枠を越えた関係機関の広域的な連携が必要になる場合も考えられることから、あらかじめ、近隣の地方公共団体と連携について検討しておくことが望ましい。

10 職務関係者による配慮・研修及び啓発

(1) 職務関係者による配慮

職務関係者は、配偶者からの暴力の特性等を十分理解した上で、被害者の立場に配慮して

職務を行うことが必要である。特に被害者と直接接する場合は、被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう配慮することが必要である。職務を行う際は、被害者等に係る情報の保護に十分配慮することが必要である。また、被害者には、外国人や障害者である者等も当然含まれていること等に十分留意しつつ、それらの被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。

（2）職務関係者に対する研修及び啓発

研修及び啓発の実施に当たっては、配偶者からの暴力の特性や被害者の立場を十分に理解した上での対応が徹底されるよう配慮することが必要である。特に、被害者と直接接する立場の者に対する研修及び啓発においては、二次的被害の防止の観点が重要である。

11 苦情の適切かつ迅速な処理

関係機関においては、申し出られた苦情について、誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理し、必要に応じ、職務の執行の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申立人に対する説明責任を果たすことが望ましい。

12 教育啓発

（1）啓発の実施方法と留意事項

啓発の実施に際しては、関係機関が連携協力して取り組むことが効果的だと考えられる。啓発を通じて、地域住民に対して、配偶者からの暴力に関する的確な理解と協力が得られるよう努めることが必要である。

（2）若年層への教育啓発

配偶者からの暴力の防止に資するよう、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高める教育啓発や男女平等の理念に基づく教育等を促進することが必要である。

13 調査研究の推進等

（1）調査研究の推進

国においては、加害者の更生のための指導の方法に関する調査研究について、いかに被害者の安全を高めるか等その目的とするよう留意して、配偶者からの暴力に関する加害者に対する指導等の実施に向けた調査研究の推進に努める。また、被害者の心身の健康を回復させるための方法等について、配偶者からの暴力の被害の実態把握や被害者の自立支援に寄与するため、調査研究の推進に努める。

（2）人材の育成等

関係機関は、被害者の支援に係る人材の育成及び資質の向上について、職務関係者に対する研修等を通じ、十分配慮することが必要である。

14 民間の団体に対する援助等

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るためには、国、都道府県及び市町村と、民間団体等とが緊密に連携を図りながら、より効果的な施策の実施を図っていくことが必要である。どのような連携を行うかは、それぞれの地域の実情と民間団体等の実態等を踏まえ、それぞれの都道府県又は市町村において判断することが望ましい。

第3 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

1 基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価

国及び地方公共団体における施策の実施状況等を把握するとともに、基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価を適宜行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 基本計画の策定・見直しに係る指針

(1) 基本計画の策定

基本計画の策定に際しては、その地域における配偶者からの暴力をめぐる状況や施策の実施状況を把握することが必要である。策定に当たっては、基本方針に掲げた各項目の関係部局が連携して取り組むことが望ましい。また、被害者の支援に取り組む民間団体等広く関係者の意見を聴取することが望ましい。

(2) 基本計画の見直し等

基本計画については、基本方針の見直しに合わせて見直すことが必要である。なお、計画期間内であっても、新たに基本計画に盛り込むべき事項が生じるなどの場合は、必要に応じ、基本計画を見直すことが望ましい。

香川県男女共同参画推進条例

(平成14年3月27日 香川県条例第3号)

改正 平成16年12月21日 条例第59号

平成25年12月20日 条例第62号

目次

第一章 総則(第一条—第七条)

第二章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第八条—第十九条)

第三章 香川県男女共同参画審議会(第二十条—第二十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、男女の人権を尊重し、かつ、少子高齢化の進展等の社会経済情勢の急速な変化に対応していくことが重要であることにかんがみ、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の形成を図り、あわせて豊かで活力のある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「男女共同参画」とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

2 この条例において「積極的改善措置」とは、前項に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第三条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場、学校、地域その他の家庭以外の社会における活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施するものと

する。

- 2 県は、男女共同参画の推進に当たっては、県民、事業者、市町及び国と連携して取り組むものとする。

(県民の責務)

第五条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

- 2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女が職場における活動に共同して参画する機会を確保すること、男女が職場における活動と家庭その他の職場以外の社会における活動とを両立して行うことができる就業環境を整備することその他男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(男女共同参画を阻害する行為の禁止)

第七条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる男女共同参画を阻害する行為をしてはならない。

- 一 性別による差別的取扱い
- 二 セクシュアル・ハラスメント（性的な言動により相手方の生活環境を害する行為又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与える行為をいう。）
- 三 男女間における暴力的行為（精神的に著しく苦痛を与える行為を含む。）

第二章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第八条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 知事は、男女共同参画計画を定めようとするときは、あらかじめ、香川県男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

- 4 知事は、男女共同参画計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 5 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第九条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(県民等の理解を深めるための措置)

第十条 県は、男女共同参画に関する県民及び事業者の理解を深めるため、広報活動、教育及び学習の機会の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(県民等に対する支援)

第十一条 県は、県民又は事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市町に対する支援)

第十二条 県は、市町に対し、当該市町の区域における男女共同参画の推進に関する計画の策定等に関し、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(附属機関等の委員の構成)

第十三条 県は、附属機関その他これに準ずるものの委員その他の構成員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずることにより男女の委員の数が均衡するよう努めるものとする。

(調査研究)

第十四条 県は、男女共同参画を効果的に推進するため、必要な調査研究を行うものとする。

(体制の整備等)

第十五条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な体制の整備に努めるとともに、財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者の報告)

第十六条 知事は、男女共同参画の推進のために必要があると認めるときは、事業者に対し、その事業活動における男女共同参画の状況について報告を求めることができる。

(男女共同参画の推進状況等の公表)

第十七条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を公表するものとする。

(相談及び苦情の処理)

第十八条 知事は、関係行政機関と協力して、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害に関する県民又は事業者からの相談に適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

2 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する県民又は事業者からの苦情に適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

3 前項の場合においては、知事は、香川県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

(被害者の保護等)

第十九条 県は、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手（以下「配偶者等」という。）からの第7条第3号に掲げる行為（以下「暴力的行為」という。）を受けた者（配偶者等からの暴力的行為を受けた後に、離婚（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含む。）をし、若しくはその婚姻が取り消され、又は当該交際をする関係を解消した者であつて、当該配偶者等であつた者から引き続き暴力的行為を受けたものを含む。以下「被害者」という。）に対し、適切な助言、施設への一時的な入所等による保護その他の必要な支援を行うものとする。

2 前項の施設の管理者又は職員は、被害者の申出により、暴力的行為をした者（以下「加害者」という。）からの暴力的行為が引き続き行われるおそれがあるとき、その他被害者の保護のために必要があると認めるときは、加害者に対し、被害者との面会及び交渉を禁止し、若しくは制限し、又は被害者の存在を秘匿することができる。

第三章 香川県男女共同参画審議会**(設置)**

第二十条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議するため、香川県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第二十一条 審議会は、委員十五人以内で組織する。

- 2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。
- 3 委員は、男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。
- 4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。

（会長）

第二十二条 審議会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第二十三条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（専門委員会）

第二十四条 審議会は、その定めるところにより、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会に属すべき委員は、会長が指名する。

（雑則）

第二十五条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）第十四条第一項の規定により定められた男女共同参画計画は、第八条第一項の規定により定められた男女共同参画計画とみなす。

附 則（平成十六年十二月二十一日条例第五十九号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十五年十二月二十日条例第六十二号）

この条例は、平成二十六年一月三日から施行する。

第3次香川県配偶者暴力防止及びび被害者支援計画

平成28年1月

発行 香川県政策部男女参画・県民活動課

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1-10

TEL 087-832-3197 / FAX 087-831-1165

<http://www.pref.kagawa.lg.jp/danjo/sankaku/>

